

平成25年第4回蟹江町議会定例会会議録

| | | | | |
|-------------|-----------------------|------|-----|-------|
| 招 集 年 月 日 | 平成25年12月12日(木) | | | |
| 招 集 の 場 所 | 蟹江町役場 議事堂 | | | |
| 開 会 (開 議) | 12月12日 午前9時00分宣告(第2日) | | | |
| 応 招 議 員 | 1番 | 松本正美 | 2番 | 水野智見 |
| | 3番 | 戸谷裕治 | 4番 | 安藤洋一 |
| | 5番 | 佐藤茂 | 6番 | 山田新太郎 |
| | 7番 | 伊藤俊一 | 8番 | 中村英子 |
| | 9番 | 黒川勝好 | 10番 | 菊地久 |
| | 11番 | 奥田信宏 | 12番 | 吉田正昭 |
| | 13番 | 高阪康彦 | 14番 | 大原龍彦 |
| 不 応 招 議 員 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | | |
|--------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------|-------|----------------------------|-------|
| 地方自治法第 121条の規定により説明 のため出席し た者の職氏名 | 常 勤 特 別 職 | 町 長 | 横江 淳一 | 副 町 長 | 河瀬 広幸 |
| | 政 策 推 進 室 | 室 長 | 伊藤 芳樹 | ふるさと 振興課長 | 寺西 隆雄 |
| | | 政策推進 課 長 | 黒川 静一 | | |
| | 総 務 部 | 部 長 | 加藤 恒弘 | 次 長 兼 税務課長 | 服部 康彦 |
| | | 次 長 兼 総務課長 | 江上 文啓 | 安心安全 課 長 | 岡村 智彦 |
| | 民 生 部 | 部 長 | 佐藤 一夫 | 次 長 兼 環境課長 | 上田 実 |
| | | 次 長 兼 健康推進 課 長 | 川合 保 | 次 長 兼 子育て 推進課長 | 鈴木 利彦 |
| | | 高齢介護 課 長 | 能島 頼子 | 住民課長 | 伊藤 満 |
| | 産 業 建 設 部 | 部 長 | 水野 久夫 | 次 長 兼 まちづく り推 進 長 | 志治 正弘 |
| | | 土木農政 課 長 | 伊藤 保彦 | | |
| | 上下水道部 | 次 長 | 絹川 靖夫 | | |
| | 消 防 本 部 | 消 防 長 | 大橋 清 | 次 長 兼 消防署長 | 坪井 利親 |
| | | 総務課長 | 伊藤 啓二 | | |
| | 教育委員 会事務局 | 教 育 長 | 石垣 武雄 | 部 長 兼 教育課長 | 鈴木 智久 |
| 本会議に職務 のため出席し た者の職氏名 | 議 事 会 務 局 | 局 長 | 松岡 英雄 | 書 記 | 伊藤恵美子 |
| 議 事 日 程 | 議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条) | | | | |

日程第1 一般質問

| 番号 | 質問者 | 質問事項 | |
|----|------|----------------------------|----|
| 1 | 松本正美 | ①高齢者の社会的孤立・認知症対策を問う…………… | 18 |
| | | ②通学路の総点検・安全対策は万全か…………… | 34 |
| 2 | 中村英子 | 男女共同参画の推進について…………… | 43 |
| 3 | 伊藤俊一 | ①本町地区の公共用地が確保できてよかった…………… | 55 |
| | | ②JR北の改札及び橋上駅と自由通路について…………… | 61 |
| 4 | 佐藤茂 | 若者の結婚について…………… | 69 |
| 5 | 黒川勝好 | 学区検討会議 その状況について…………… | 77 |
| 6 | 吉田正昭 | 学区の再編について…………… | 86 |

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成25年第4回蟹江町定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いします。

西尾張CATV株式会社より、本日及び明日の撮影、放映許可願いの届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

ここで、石垣教育長より市町村駅伝大会の結果報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○教育長 石垣武雄君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、愛知駅伝の結果についてご報告を申し上げます。

愛知駅伝は、先週12月7日土曜日、愛・地球博記念公園で行われました。第8回となる愛知駅伝は、54市町村が参加をし、蟹江町は町村の部で第11位でありました。監督によりますと、アップダウンに対応する走りがうまくクリアできなかったことが、去年の7位に比べて少し残念な結果になったということでありました。

当日応援をいただきました議長さん初め、皆様方にお礼を申し上げ、ご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁される皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出していただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

それでは、順次発言を許可いたします。

質問1番 松本正美君の1問目「高齢者の社会的孤立・認知症対策を問う」を許可いたします。

○1番 松本正美君

おはようございます。

1番 公明党の松本でございます。

今、議長より許可をいただきましたので、「高齢者の社会的孤立・認知症対策を問う」を質問させていただきます。

ことしも師走を迎え、残すところあとわずかとなりましたが、高齢者を取り巻く社会的問題として、孤立死や認知症の介護の問題、高齢者の虐待など、高齢者を取り巻く深刻なニュースが後を絶たないのであります。

国立社会保障・人口問題研究所の調査では、ひとり暮らしをする65歳以上の男性のうち、会話の頻度が2週間に1回以下の人が6人に1人に上り、独居の高齢男性が社会から孤立しがちな実態が明らかになりました。また、看病や介護などで頼れる人がいるかと聞いたところ、いないと答えた65歳以上の独居男性は、5人に1人の18.8%だったのに対し、女性は8.1%、ここでも独居男性の孤立傾向であることが調査で鮮明になりました。

また、孤立により高齢者の認知症もふえており、厚労省の研究班の推計によると、2012年時点で、65歳以上の高齢者のうち認知症の人は462万人でありました。認知症になる可能性のある軽度認知症障害の人も約400万人と推定をされて、65歳以上の4人に1人が認知症かその予備軍と言われ、認知症の有病率は年齢とともに高くなっております。85歳以上では4割を超えており、平均寿命も延びることで、認知症は今後もふえると予想されています。

孤立死や認知症は、介護を予防するために、高齢者の孤立化問題は地域社会を挙げて取り組む課題でもあります。本町でも会話の少ない独居高齢者が社会から孤立する人がふえれば、近年相次ぐ孤立死の問題にもつながりかねない。そのためにも、孤立をさせない予防対策が本町でも急がれているところであります。

そこで、1点目にお伺いいたします。

本町の独居高齢者は、町当局として把握されている人数は何人みえるのか。また、過去3年間さかのぼり、今日までに孤立死に至った方はあったのか、まずお伺いしたいと思います。

○高齢介護課長 能島頼子君

まず、独居高齢者の把握されている人数は何人かということと、過去3年間にさかのぼり、今日までに孤立死に至った方はあったかというご質問でございますが、蟹江町の65歳以上の人口は、昭和60年4月に2,482人で、全体の人口の7.7%であったものが、平成25年4月では21.7%、8,133人となっています。

全体の独居高齢者については正確に把握されておりませんが、平成22年国勢調査の推計から、約1,200人と想定されます。なお、平成18年度から毎年民生委員さんのご協力を得て、75歳の全員の方にアンケート調査を実施しており、その結果から、ひとり暮らしの方は全体の10%前後、高齢者と二人暮らしの方は40%前後で推移しております。

一方、75歳の人の数といえ、毎年増減はあるものの、間違いなく右肩上がりです。推移しております。平成18年度開始から平成24年度の人数を見ると33.5%、約100人増加しております。75歳の時点のみの結果ではありますが、その結果に基づき、問題があると思われる方

には地域包括支援センターなど介護予防につなげたりしております。

次に、過去3年間の孤立死につきまして、正確な数はわかりませんが、町が把握している人数は、平成23年度ゼロ人、平成24年度2人、平成25年11月末現在で5人となっています。平成25年度に把握された方については、生活保護でかかわりを持っている方が3人、全く行政のかかわりがなかった方が2人となっています。

以上です。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお話がありましたんですけど、今回の独居高齢者の把握ということは、非常に大事なことになってくると思います。実態をしっかりとつかんでいないと手を打っていくこともできないと、このように思うわけなんですけど、今、蟹江町でも実際の把握というのは非常に難しい部分もあるかと、このように思うわけなんですけど、この実態把握の手法を改善していく取り組みが、各よその地方自治体でも行われとるわけなんです。

それは、各庁舎内の関係部署との連携、また地域でのそうした機関との連携も図りながら、正確な把握をしていかなきゃいけないということで、実態把握の手法を改善しているところもあるわけなんですけど、この実態把握の改善について、民生部長がみえますので、ちょっとこういった取り組みはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○民生部長 佐藤一夫君

実態把握についてというご質問でございます。先ほど担当課長がご答弁申しあげましたように、実際には細かなところまで把握できていないというのが現状でございます。ただ、申しあげましたように、国勢調査の結果でありますとか、それからちょっと古い数字ではございますが、住民基本台帳からの調査、これは机上の調査でございますが、これにも約1,200人というところが出ております。

ただ、住民基本台帳上では実際には同居をされておるにもかかわらず、別の世帯になっておったりですとか、逆のこともあり得ます。そういったところを、これは今後ということになるわけですが、いろいろな機会を捉えまして、少しずつ積み上げて、高齢者、それから高齢者に限らず障害を持つ方々につきましても、なるべく支援が必要な方々が実際どうであるか。例えば町内の方々ですとか民生委員の方々、関係団体、そういったところにもお願いをしまして詰めていきたい、協力をお願いしながら詰めていきたいということを考えているところでございます。

○1番 松本正美君

この実態把握の取り組みについても、しっかり取り組んでいただきたいと思うわけなんですけど、それと、独居高齢者のこうして亡くなられる方に対しての対策も、今後しっかり取り組んでいただきたいなど。実態把握にこれも委ねられるのではないかなと、このよう思いますので、ひとつよろしくお願いたします。再度またお聞きしていきたいと思っております。

で、次に入ります。

次に、高齢者の見守り支援といたしまして、地域で起こるさまざまな課題を早期に対応するためには、高齢者の見守り活動は必要性が高く、介護とともに高齢者福祉施策の中でも、特に高齢者の増加とともに、蟹江町でも重要な課題であると考えます。

高齢者の見守りで一番のキーパーソンが民生委員さんです。当然ですが、全ての高齢者が見守りを必要と考えませんが、ことしのような暑い日が連続に続きますと、高齢者の方は体の体調を壊すことが多く、見守り活動はさらに重要さを増すことが考えられます。

今後、孤立死や虐待など、高齢者の人口がふえれば求められる要望も大きくなり、生活保護などの担う業務負担もさらにふえてまいります。その結果、担い手不足、さらには欠員地区がふえることも予想されると思われるところであります。地域によっては、民生委員さんをふやしてほしいところ、民生委員さんが1人で、地域によっては多くの担当を持っていて負担もあると聞きますが、対応は十分できているのでしょうか。

また、本町でも民生委員さんの3年に一度の改選時期に、次の民生児童委員の担い手の人選に困る地域もあるとも聞きます。孤立死や虐待、生活相談など、高齢者の人口がふえれば民生委員の担い手不足の問題など仕事がふえ、負担が大きくなることも心配されます。

今後、民生委員の担い手不足の問題についてはどのように取り組んでいかれるのか。また、本町でも年々担当する高齢者がふえる中、民生委員をサポートする仕組みや活動しやすい環境づくりが必要だと考えます。どのような取り組みを今後考えているのかお伺いしたいと思います。

○住民課長 伊藤 満君

民生委員の担い手不足の問題について、今後どのように取り組んでいかれるか。また本町でも年々担当する高齢者がふえる中、民生委員をサポートする仕組みが必要と考えますということで、今後どのような取り組みを考えているかについてお答えしたいと思います。

民生委員・児童委員と主任児童委員は、本年11月末に3年の任期が満了となり、改選され、12月から新たな65名の委員さんが委嘱されました。内訳は、民生委員・児童委員62名と主任児童委員3名で、前回より民生委員・児童委員4名の増員となっております。

民生委員・児童委員は非常勤の特別公務員となっており、守秘義務が課せられており、住民の生活問題などにも入り込み問題解決に協力することは、権限でもあり義務でもあります。また、各種福祉事業に協力をいただく機会もふえ、活動日数もふえる傾向にあります。また、行政の仕事をお願いする機会もふえてきており、民生委員と行政の職務のすみ分けと連携を再点検する必要があると考えます。

平成26年度には、本町の地域福祉計画が策定されますので、今後は計画にうたわれる身近な悩み事や相談事は、近所などの仲間で解決できる仕組みづくり、地域づくりを進める必要があると考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお話をいただいたわけなんですけど、この担い手不足というのは、今後高齢化が進めば進むほど大きな問題になってくるのではないかなと、このよう思うわけなんです。特に一番大変なのは、民生委員さんが生活実態を把握していく上で、非常に大変なご苦労がこれから出てくるのではないかなと、このよう思うわけなんです。

そうした意味で、生活実態の非常に困難な方への、民生委員さんも訪問が非常に困難なところもあると思うわけなんです。そうしたところへ、町当局としてこうした方々への家庭訪問また実態調査はどのように今後図られていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○住民課長 伊藤 満君

先ほども申しましたが、地域福祉計画を計画してございます。その中で、共助ということで、みんなで見守るということでやっていきたいと思っております。

○1番 松本正美君

ちょっとはっきりわからないですけど、民生部長みえるもんで、ちょっとそこらのところを答弁お願いします。

○民生部長 佐藤一夫君

先ほど議員もおっしゃいましたが、民生委員さんの活動内容というのが非常に多種多様にわたりまして、また、おっしゃいますように、支援だとか見守りが必要な方の人数というのは年々ふえていく、これはまさにおっしゃったとおりでございます。

そういったところで、いかに民生委員さんをフォローしていくかということになるわけですが、民生委員さんというのは非常勤の特別職というような、そういったこともございます。それから、それがゆえに守秘義務があったりですとかといった、民生委員さんに特にお願いをするという活動内容の部分と、それから、そうではなくて、民生委員さんをフォローする意味も含めての各町内ですとか近隣の皆様方を含めた見守り、こういったところで地域で全体で見守っていただくというのが必要になってくるかと、そういったように考えております。

その中でも、民生委員さんばかりでなくてというところで、今後も町内会の皆様方を初めとして、関係団体ですとかそういった方々に支援が必要な方、そういったところにどういった方がおみえになるのかというあたりを、地域でもって把握していただく。もちろん町も一緒になってということですが、そういった方向で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか民生委員さんが今後生活実態を把握するに当たっても、本当に町当局もサポートし

をいただいて、相談体制がスムーズにいくように取り扱っていただきたいなど、このよう思います。よろしく願いいたします。

次に、地域の安心ネットワークづくりについてお話しさせていただきます。

災害時に高齢者や障害者の人の安否確認を迅速に行うことや、災害発生時などの消防や防災機関との連携を円滑に行うためのシステムは重要であります。このたびの災害時要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられました。このことについては、9月議会の一般質問でも取り上げをさせていただきました。

町当局からの答弁では、災害発生時に1人でも多くの避難行動支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するために、避難行動支援者の名簿の整備に取り組みたいとのことでありました。今回の法改正により、災害が発生した場合も、同意がなくても必要な個人情報提供ができるようになりました。そして、発生時を想定した個別支援行動計画も細かく決めて、事前に訓練することが明記されました。

本町でもこのことにより、平常時からの、地域での高齢者や障害者等の災害要援護者を地域で支える仕組みづくりの具体的な整備が進むと考えられます。すなわち、名簿作成を進めるとともに、支える仕組み、避難者の育成にも着手しなければなりません。具体的には、誰が誰を助けるかを決める必要があります。民生委員さんが全ての高齢者や障害者の避難支援ができるわけではありません。このたびの法改正を機に、避難支援の強化とあわせて孤立防止の取り組みが必要であります。

特に、ライフライン事業者との連携による、事業者が異変を感じたときに町に連絡するなど、いわゆる見守り協定を結ぶ取り組みなど、高齢者や障害者の見守りへの地域力をかりた重層的なネットワークづくりを進めるチャンスと捉え、避難支援の強化と一体で、孤立防止の情報の共有化を図り、地域で支える仕組みづくりとして、地域安心ネットワークの構築を進めていくべきではないか、お考えをお伺いしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

地域の安心ネットワークづくりについてご答弁申し上げます。

災害から身を守るためには、何よりもまず町民一人一人がふだんから災害に備え、災害時に適切な対応と行動をとる自助ということが大切でございます。次に、被害の状況に応じて救出などの迅速な対応が必要となり、隣近所を初めとした地域における初動の取り組み、共助ということが求められております。

今後、災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針の規定が設けられたことを受け、より避難行動要支援者対策の強化、避難行動要支援者名簿の充実につながると考えております。

また、孤立防止対策については、高齢者や障害のある方などが近隣に気づかれずに亡くなり、相当日数がたってから発見されるという、いわゆる孤立死、孤独死という痛ましい出来

事が続いております。これまでは、ひとり暮らし、高齢者の孤立死が大きな社会問題として認知されておりましたが、最近の事案は、世帯内の生計中心者または介護者の急逝により、この援助を受けていた方も死に至るなど、高齢者世帯以外の世帯でも起こっております。

そこで、地域での孤立を防止するためには、近隣住民や町内会などによる地域における支え合い活動の活性化など、地域コミュニティーづくりによる取り組みが基本であります。行政や地域とのかかわりを拒むなど、行政や町内会が事前に情報を把握できないケースもあり、個人宅の訪問を業とする事業者の協力が必要であります。地域コミュニティーづくりを促進する一方で、事業者との連携を含めた見守り体制を構築することで、孤立死などのおそれがある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることが必要と思われまます。

今後の取り組み方針ですが、地域における支え合い体制づくりを促進し、地域における多くのチャンネルによる見守り体制を構築するために、地域包括支援センター、また民間協力事業者、例えば郵便局、新聞配達、ガス会社等です、との取り組みを進め、町と一体となり、見守り活動が行いやすい環境づくりに努めたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

地域のネットワークづくりというのは今後必要になってくると、このように考えるわけですが、今回、災害時の要援護者の名簿作成が義務づけされたわけなんですありますが、特に避難支援の強化と一体となって、孤立防止の情報の共有化を、今後町全体を挙げて取り組んでいかなきゃいけないと、このよう思うわけなんです、まずこれについてお聞きしたいと思えます。

○安心安全課長 岡村智彦君

こちらのほうは一部法改正になりましたので、まず災害者の、以前は要援護者名簿と言っておりましたけど、こちらのほうが避難行動要支援者名簿というものを義務づけられました。

こちらのほうのまず対象となる方というものを、町のほうで方針を決めて、先ほどから申し上げている介護保険の関係の方とか身体障害または精神障害、あと高齢者など、そのような方の名簿登録というものをつくりまます。これはやはり民生委員さんだけでは非常に難しいことですので、関係機関、こちらのほうの地域の包括支援センター、または民間協力事業者一体となって行うということが必要になります。

また、こちら防災だけでも非常に難しい点がありますので、また民生部、町全体として取り組む必要がありますので、そちらに向けて今後新たに方針を決定して進めていきたいということが重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

実はこのネットワークづくりということで、以前に埼玉県の鳩山町にお伺いしたことがあるわけなんですけど、このことにつきましても、23年の9月議会で一般質問させていただき

ました。その当時の民生部次長でありました佐藤民生部長の答弁の中に、今後はそういったことを地域の見守りネットワークについて、しっかり勉強していきたいというご答弁をいただいております。その後、どのようなったかちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○民生部長 佐藤一夫君

平成23年9月議会の中で、議員からこのネットワーク設置ということで鳩山町の例をお聞きいたしました。これにつきましては、住民などが日常生活や仕事の中で気になることがあれば、すぐにどんなことでも町のほうにご連絡をいただく。そして、場合によっては関係部署が連携をしながらいろんな支援につなげていくという内容のものでございました。

高齢者に限らず障害のある方、それから児童・女性の虐待等、そういった関係ですとか、相談・通報があった場合、こういった場合につきましては現在でもそのケースによりまして、町の部署ばかりではなく外の関係機関も連携をしながらということで、支援につなげているという、こちらのほうのネットワークにつきましてはできておるといふふうに考えているところでございます。

また、長寿会や婦人会による祝い訪問ですとか緊急通報システム、外食サービスボランティアによる見守り、こういったところも行われているところでございます。ただ、先ほどの鳩山町の例でいいますような、住民の方々がどんなことでも、そして見守る側も見守られる側も対象者を決めない、広いという意味では、まだまだ不十分な部分があるのかなという感じもいたしております。

ただ、その中で、これは平成25年6月でございますが、新聞がたまっていることを契機に、支援を必要とする高齢者が早期に発見される事例があったということから、効果的な見守り活動の取り組みを行うために、見守りを必要とする方を取り巻く地域のさまざまな方々の協力が不可欠であるということから、愛知県が各新聞販売店担当部局長宛てに依頼をしまして、当町も町内の新聞販売店にその旨を依頼させていただいたところでございます。

ただ、これはまだ新聞販売店のみでございますので、先ほどの安心安全課長の答弁にありましたように、ほかの関係の方々にもそういった取り組みが必要になってくるかもということをおもっております。

ただ、これにつきましては、一部で個人情報の取り扱いといったようなこともございます。鳩山町では、このネットワーク設置要綱の中で、個人情報の取り扱いについて、秘密を漏らしちゃいけない云々といったような規定もしておりますし、それから、協力団体には町と個人情報の遵守などについて覚書を締結するというようなことをやっておられるようであります。

そういったところから、見守る人と見守られる人を特定しないという点では、大変すばらしい取り組みであるといふふうに考えておりますが、ネットワーク対象が非常に広いという

ことと、それから個人情報の点から言いましても、今後も情報収集などに努めるとともに、高齢者等について気になることがあれば、住民の皆様どなたでも何でも役場、保健センター、地域包括支援センター等にお知らせをいただきたいということをPRをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○1番 松本正美君

今、部長のほうから個人情報とか云々というお話がありましたが、今後、避難支援とともに、一体して高齢者の見守り体制をしっかりとつくっていただければいいんじゃないかなと、このように思います。

個人情報の件に関しても、こういう避難対策とともにあわせてやっていけば、解決していく問題もあるんじゃないかなと、このよう思いますので、どうか一体的な取り組みをひとつよろしくお願いいたします。

次に、孤立死・認知症対策としての地域での居場所づくりについて伺います。

高齢者人口は今後もふえ続け、今以上に孤立死する人は間違いなく増加すると予想されています。孤立がふえることで気づきがおくれ、認知症が進み、外に出ないために運動機能が低下した、介護を受ける人がふえる可能性が高くなってきております。今後、大幅にふえる医療や介護分野での費用を抑制する観点からも、その対策を急がなくてはならないと思います。

中でも、男性の孤立が深刻であります。これまで仕事一筋に生きた男性が、定年後に地域社会になじめず、家に閉じこもるケースもあります。社会から孤立する人がふえれば、近年相次ぐ孤立死につながりかねないと思います。

また、一方では、孤立により高齢者の認知症がふえることも懸念されます。認知症は早期発見が何よりも重要であり、家族や地域住民など日ごろから高齢者にかかわり、変化に気づき、対応することが発生を抑制することにつながると考えます。本町でも家に閉じこもり、つらい思いをしながらなかなか外に出るきっかけがない、なかなか出口が見えにくい方もみえます。外に出るきっかけとして、地域での居場所の提供は必要であります。孤立させないためにも、地域での料理教室やサロン、空き店舗を利用した子供やお年寄りの触れ合いの場など、地域での居場所をつくってあげることも一つの方法であります。

外に出れば体力が付き、人と話すことで元気が出てくる。孤立を解消するには趣味を持ち、生きがいを感じる事が大切であります。本町でも地域の触れ合いの場として、空き店舗を活用した地域での触れ合いの交流サロンなどを開設されている地域もあります。今後、高齢化とともにお年寄りを孤立させない取り組みとして、空き店舗や空き家を活用した地域での居場所の提供は、孤立死・認知症対策にもつながると思います。地域の高齢者が気軽に対話、交流できる居場所づくりについて、お考えを伺いたいと思います。

○高齢介護課長 能島頼子君

地域での居場所づくりの提供は、孤立死・認知症対策にもつながる。地域での高齢者が気軽に対話、交流ができる居場所づくりについての考えということでございます。

高齢者の居場所として、誰もが気軽に利用できるサロン活動が当町にも少しずつできてきております。サロン活動は、地域住民、ボランティアが主体となり、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、触れ合いを通して生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げる憩いの場です。社会福祉協議会では、ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付事業として、こういった活動をしている団体に対して、平成23年度から助成金を交付する事業が始まっています。今年度は2団体が助成を受けています。また、町の協働まちづくり事業では3団体が活動を行っています。

このほかにも、任意の活動として町が把握している団体が5団体あります。高齢者のみとは限りませんが、こういった住民中心となった活動は地域に最も密着しており、今後も継続して活動を続けていただければと思っております。これらの団体の中には、地域包括支援センターなどが講演に出かけたりして、住民との協働を図っているところもあります。

以上です。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお話がありましたように、どうかこのふれあい交流サロンを、地域に本当に気軽に相談できる場所に、いつでも歩いて通えるような場所でもつくっていただきたいなど、このよう思いますので、よろしく願いいたします。

特に、今回本町でも団塊の世代で卒業されて、本当に定年を迎えられておうちにみえる方もみえるわけなんですね。それで、こういった団塊の世代の方を孤立させないためにも、そういった地域での取り組みをつくっていただきたいなど、このよう思います。これは横江町長のほうにちょっとお聞きしたいと思えます。急で申しわけないですけど、よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

今、松本議員の質問の中で、ハード面の質問もありますが、これはやっぱりソフトだと思えます。実際、今の担当課長が答えましたとおり、ふれあいサロンが徐々にできつつあります。昔は、ちょっと前までは老人が老人を介護するという老老介護という、余り耳触りのいい話ではなかったんですが、地域の人が地域こぞって地域を盛り上げるという、そういう活動の中にサロン活動があるんじゃないのかなというふうに、私は以前から考えております。

ある意味、蟹江町が作りましたまちなか交流センター、これも一つの地域づくりだというふうに私は思っております。そういう意味で、確かに法律で縛られたそういう施設、そして補助金でやっていただきたい施設、そういう施設と、地域の皆さんが自発的に集まって町内会を中心だとか仲よしこよしの会だとか、地方自治法に縛られないまでも、そういう地域

づくりができるような、そういう団体をこれからも、蟹江町が今やっております協働まちづくり支援事業の中で育てて、一緒に前へ進んでいきたいなど、こんなことを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか今後続きます団塊世代の皆さんのためにも、地域で触れ合う場所をしっかりとつくっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、ひとり暮らしの高齢者の緊急見守りシステムについてお伺ひしたいと思ひます。

本町では、ひとり暮らしの高齢者の見守りといしまして、地域の民生委員さんはひとり暮らしの高齢者宅の訪問対話や、万が一に備え119番に通報したとき駆けつけた救急隊員がすぐに確認できるよう、病歴や家族の連絡先などを記した救急キットを自宅の冷蔵庫に保管し、救急救命活動に役立てる橋渡しの役の取り組みも行っております。

こうした地域の見守りは、主に民生委員さんの協力で推進してきましたが、対象者がふえるに従ひ民生委員さんの負担も大きくなり、今後の支援体制が大きな課題になっております。本町では、在宅のひとり暮らしの高齢者等の急病や事故等の緊急時に迅速に対応するため、従来の固定電話や、最近ではペンダント型などに緊急通報装置を設置し、緊急ボタンを設置することで消防署に直ちに連絡が届くシステムになっておるところであります。

最近は、お風呂で倒れたり病気の悪化に急に倒れるなど、本人が意識を失う場合もあります。従来から設置しているシステムでは、通報ボタンを自分で押して緊急を伝えるため、利用者が意識を失った場合は通報ができないという心配もあります。一定時間人の動きがなかった場合に、自動的に通報する人感知センサー方式の新しい安否確認として、安心見守りシステムを導入し、見守り機能を高める考えはないかお伺ひしたいと思ひます。

○高齢介護課長 能島頼子君

安心見守りシステムの導入する考えはということでございます。

当町の緊急通報システム事業は、緊急時に委託契約をしている業者に通報が入り、必要に応じて近隣住民や民生委員さん等の協力員による安否確認や、消防署に救急搬送の要請を行います。平成25年11月末現在で、54人の方に設置をしています。電話機型、ボックス型、携帯型、これはペンダント型ですが、この3種類の機器がありますが、ペンダント型の利用はまだ少なく、ほとんどボックス型が利用されております。今後は順次ペンダント型に変わっていくと思ひます。

平成24年度は294件の受信がありましたが、このうち緊急であったものは16件で、救急搬送は13件でした。また、センターからの発信は1,411件あり、利用者の安否確認等も含めたサービスが行われております。

人感センサーについては、現在利用している電話機型やボックス型には取り付けが可能で、

24時間人の動きがないとセンターに自動的に通報されるということです。早期に異常を察知するにはよいシステムと思います。現在では導入している自治体が少なく、利用者の希望により設置しているとのことで、利用の割合は7.5%程度と聞いています。設置する機器や費用など、サービスの内容など課題もあると考えられますので、今後も情報収集を行っていきたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

どうかこの新しいタイプの人感知センサー方式を、当町でも使っていただきたいなど。なぜかという、今ある固定電話またペンダント式の電話に連動することによって、絶えず24時間見守りができるということだそうなので、ぜひこのセンサーを設置して取り組んでいただきたいなど、このよう思います。

特に、今本町で使われているこのペンダント式の緊急通報システムというのがあるわけなんですけど、今お風呂で本町でも倒れられる方がみえるわけなんです。だからといって、このペンダント式をお風呂の中まで持って入れない。今、このペンダント式でも防水式タイプのペンダント式もあるわけなんです。そういったペンダント式に変えていくことはできないのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○高齢介護課長 能島頼子君

携帯型の機器はペンダントだけなので、ボックス型や電話機型というものがない場合ペンダントだけなので、それはちょっと今、多分できないというふうに理解しております。また業者のほうとも確認をしますが、携帯電話会社のものを使ってやっているということですので、機器の種類のほうもまた確認をして、もしできるようであれば順次変えていきたいとは思いますが、今のところは現在使っているものを利用してやっていきたいというふうに考えています。

○1番 松本正美君

どうか、これは無線式になつとるものですから、いつでも持っていけるという形がとれるそうなので、1回これも町当局のほうも勉強していただきまして、取り入れられるものだったら取り入れていただきたいなど、このよう思います。

それと、今救急キットの利用の取り組みが行われとるわけなんですけど、この周知徹底がよその市町村に比べて、蟹江町は少ないのではないかなと、このよう思いますが、この点はどうか。

○民生部長 佐藤一夫君

救急情報キットにつきましては、一番初め民生委員さんが地域で始められたということでございます。実際にその地域内をお回りいただいて、声をかけていただいて、そのときに必要と思われる方につきましては設置をさせていただいたということでございます。

ただ、これまでも特に高齢者の皆様方にはそういった救急情報キットというのがあるということは、PRはしてきておりますが、おっしゃいましたように、さらにもっと対象の方を広げていくということも重要なことと考えておりますので、今後も例えば広報紙ですとかホームページ、そういったものを活用しながらPRをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか救急キットの周知徹底のほうもよろしく願いいたします。

次に、権利擁護事業の取り組みについて伺います。

現在、北海道の南富良野町では、平成18年6月に生活サポートセンターが設置されております。設置の目的は、日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、住みなれた地域で安心して自分らしく生活できるよう、権利侵害を許さない頼りがいの権利擁護システムの充実を図ってまいります。

生活サポートセンターの設置のきっかけとなったのは、多重債務を抱える知的障害者の存在でありました。平成16年には本人が社会福祉協議会へ相談したことがきっかけとなり、権利擁護事業の一環として、生活支援が開始されました。社会福祉協議会が司法書士や弁護士に依頼し債務整理を行った結果、多額の過払い金が発生し、滞納していた税金約150万円や公共料金、町内商店への借金を返済したと言われております。さらに、就労支援を行うことにより、現在も安定した収入を得ることができているとのことでした。

この支援により、滞納していた税金を完納するなど、非常にインパクトの大きな成果を上げ、ほんのわずかな支援で障害者も地域で生活することができることを証明するとともに、権利擁護の事業の重要性を改めて実感し、生活サポートセンターの設置のきっかけになりました。

この生活サポートセンターの機能は、大きく4つの事業からなっております。1つには心配事相談、2つには安心サポート事業、3つには法人貢献事業、4つには福祉サービス相談委員会オンブズパーソンの設置であります。4事業のうち最も大切な機能は、1つには心配事相談であり、総合相談の窓口として機能を果たしていくことをポイントに上げております。

社会福祉協議会内にも認知症高齢者や障害者の居場所、役割づくりのために、ぶらっと出かけて仕事ができる会社を設立しております。また、輸送サービスとして買い物支援などを行うなど、社会福祉協議会のノウハウを生かしながら、市民とともに権利擁護の推進を進めるとともに、市民後見人養成講座を積極的に推進、近隣の支え合いから成年後見まで総合的な取り組みを進めています。

本町でも、今後ふえる見込みが予想される認知症の方への権利擁護支援として、市民後見

人養成講座の開設は必要であると考えます。南富良野町では地域包括ケア推進のための権利擁護支援として、今後予想される高齢者の居住環境の整備として、高齢者向け公営住宅の建設が平成13年より進められております。現在3棟あり、1、2階は高齢者向け、3、4階は一般所帯向けの所帯であります。入居には条件があり、同じ色でグループ分けがされていて、下の階に居住する方の面倒を見ることになっていて、1、2階の緊急連絡先は3階の一般所帯になっております。

入退院のときの送迎等、実子以上のかかわりを持つ入居者もいると聞いております。一般所帯にとっても幼い子の面倒を1、2階に居住する高齢者が見るなど、双方にメリットがあるなど、南富良野町の権利擁護の取り組みは全国からも注目をされております。

今後、本町でも高齢化とともに高齢者向け住宅の確保は重要であります。少ない年金生活のお年寄りの方からは、この年ではよそには行けない、介護を受けなくなったときに、今の少ない年金では介護老人施設にも入ることができない。借り住まいも古くなってきていて、いつかは出ていかななくてはならないと言われます。新たに賃貸を借りようと思うと、今の年金生活ではなかなか入れない。住みなれた蟹江町に住みたいお年寄りが居住できる、安心できる住まいの確保が求められております。

本町でも、介護保険により法人や介護保険事業者などのハード整備は進んでいても、生活基盤が不安では、医療や介護サービスを適切に受けることはできません。権利擁護事業による高齢者や独居老人の生活力を、生きがいといった基盤支援についても今後どのように考えてみえるのかお伺いしたいと思います。

○高齢介護課長 能島頼子君

権利擁護事業による、高齢者や独居老人等の生活や生きがいといった基盤支援について、どのような考えかというところです。権利擁護事業は、判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行うことです。

社会福祉協議会の事業には、日常生活自立支援事業として、福祉サービス利用のお手伝いや日常的なお金の出し入れのお手伝い、日常生活に必要な事務手続のお手伝い、大切な書類などのお預かりなど、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などが利用できます。そのほか、心配事相談や法律相談なども行っています。

また、2カ所の地域包括支援センターでも、認知症と見られる症状の方とかかわることも多く、平成25年4月から9月までの相談件数は、電話や訪問など東西地域包括支援センターで1,860件に上っています。その中で権利擁護に関する相談は、電話や訪問などを含め、47件です。とりわけ、認知傾向は強いが体はしっかりしてみえる方の処遇については、多くの関係機関との連携や調整が必要になります。庁舎内はもとより、他機関とも迅速な連携をとり、利用できるサービスの調整を図って、高齢者が社会の中でよりよい生活ができる

よう支援をしていく体制をとれることが必要です。

県では、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識や技術、社会的規範、倫理性が習得できるよう養成研修を行い、活用できる体制の整った市町村で、専門家の支援をいただきながら始めることとなっています。

介護保険事業計画の第6期を来年度新たに作成する中には、認知症対策、医療介護といった連携も含めたシステムづくりを整えていかなければいけないと考えています。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

特にこの本町でも、住民の皆様から特に高齢者、独居老人の高齢者の方から、住宅の確保ということをよく相談をいただくわけなんですけど、特に蟹江町の第6次高齢者保健福祉計画の中にも、基本目標の3の中で、安心して住みなれた地域で暮らすための支援の充実で、重点的な取り組みとして住宅の整備と暮らしやすいまちづくりを掲げておみえであります。そういう意味で、今後は蟹江町の高齢者の方々のそうした住宅の問題に対してどのように考えているのか、これは民生部長のほうでちょっとお聞きしたいと思います。

○民生部長 佐藤一夫君

ひとり暮らしの方の住宅についてということでございますが、議員もご承知のとおり、蟹江町には町営の住宅というものはございません。ただ、名古屋から非常に近い場所にありながら、家賃等もほかに比べたら安い、そういったアパート等もあるということも事実でございます。

それで、例えば町が借り上げて提供するとかといったところまでは、考えられない現状ではございますが、もし相談等ありました場合には、住宅ばかりでなくその方の生活全面にわたっての相談の一部というような形で、相談に乗りながら支援していきたいというふう考えているところでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

本町にも県営住宅あるわけなんですけど、非常に県営住宅もちょっと高額になっていますので、なかなか入れないという方もみえるわけなんですけど、特に私たちの町にはそういった住宅はないわけなんですけど、民間の住宅はいっぱいほどあるわけなんです。この民間の住宅を何とかそういった方々に確保していただいて、そして利用できるような取り組みはできないのかなと。

特に年金暮らし、特に国民年金で暮らしてみえる方は、今後のことを非常に不安に思ってみえるわけなんです。今住んでいる住宅が古くなって、いずれは出ていかなきゃいけない。そのときには次の住宅はどうなのかということで相談を受けるわけなんですけど、蟹

江町にはそういった町営の住宅はないわけなんですけど、こういった民間の住宅を利用したり、こうした高齢者のために利用できるような、そういう取り組みはできないのだろうか、どうでしょうか、民生部長、よろしく。

○民生部長 佐藤一夫君

先ほどもご答弁申し上げましたが、住宅に限ってのというところまでは、現在のところ考えられる状況にはございません。ただ、その方の生活全般にわたりましてご相談をいただいた場合には、その中でできる範囲内でのご支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○1番 松本正美君

部長のほうからは、今すぐにはできないような話ですけど、本当に今後そうした高齢者がふえてきますので、この点もしっかり考えていただきたいなど、このよう思います。

特に、今回の南富良野町の権利擁護の総合的な取り組みというのは、蟹江町にも必要ではないかなと、このように思います。その中でも権利擁護の認知症の高齢者の対策として、市民後見人の養成講座の取り組み、これはこの前代表質問だったですかね、町長のほうにも今後の養成講座の取り組み、また後見人の取り組みについて伺ったこともあります。

特に、南富良野町の権利擁護の取り組み、総合的な取り組みについて、最後に横江町長の所見をお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

すみません、松本議員にご説明できるような詳しい知識を持っているわけではございませんので、大変申しわけなく思います。先般、全体的な見地としてどうお考えだということで、お答えをしたことはございます。やっぱりこの権利擁護というのは、本当に難しい問題でありまして、今、担当部長も申し上げましたとおり、それぞれ皆さん事情がおりになるというふうに思っています。

先ほど来からずっとお話ししている一つの一貫した流れの中で、この権利だけを取り上げるというのではなくて、高齢化対策もしていかなきゃいけない。先ほど言いましたように、もう28年間の間に4倍近い65歳以上の方が蟹江町に住まれる状況になっています。その状況の中で、今後の高齢化対策をどうするか、それに伴う、当然寿命が延びればそれだけ認知症の方々も当然、過去の例を言えば、どんどんふえていくと言っても過言ではない状況に多分なるというふうには思っております。

そういう意味で、包括支援センター、今蟹江川を中心に東西あるわけでありまして、近い将来、もう一つサポートするためのハード面の整備としての包括支援センターの必要性が、もう近々に来るのではないのかな、そういうこともまずひとつ充実をさせていただく。

そして、町としてご相談をいただいたときに、地域の皆様方からの多分要望もあるでしょ

う。実際、近年認知症の方を地域の方が救って、そして施設にお入れになられたという例も多々ございます。私もその中に入ったわけでありますが、若干やっぱり個人情報との壁というのがまだあるわけでありますので、それはそれ、近所の自助・共助も含めて総体的に考えていっていかなくちゃいけない。

南富良野町の対策というのもしっかり僕も勉強させていただき、またご答弁させていただくことがあると思いますけれども、当町といたしましても、できることから部長が申し上げましたとおり、できるところからしっかりやってまいりたいなど、こんなことを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○1番 松本正美君

今後、高齢者の社会的孤立の問題、また認知症の問題、今後大きくかかわってくる問題だと思いますので、どうかこうした対策を町当局のほうもしっかりと取り組んでいただいて、高齢者が明るく楽しくこの蟹江町に住んでいただけるような取り組みを、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で、松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「通学路の総点検・安全対策は万全か」を許可いたします。

○1番 松本正美君

2問目の「通学路の総点検・安全対策は万全か」について、質問をさせていただきます。

昨年4月に、京都府また千葉県、また愛知県と、登校時の大事故が連続的に発生しました。通学路における悲惨な交通事故の発生により、多くの子供たちが犠牲となったことは皆様もご存じのとおりであります。現在、全国の通学路での事故がその後も起きており、本年9月24日には京都府八幡市の歩道において、18歳の少年が運転する普通乗用自動車ガードレールに追突後、集団登校中の小学生の列に追突し、1名が重傷、4名が軽傷を負うなど、通学路での事故が起きておるところであります。

このことから、通学路の安全対策をさらに強化するなど、通学路の安全対策が求められております。このことにつきましては、昨年の6月議会においても通学路の安心・安全について一般質問をさせていただきました。そのとき本町では、昨年県教育委員会を通じて文科省から通学路における合同総点検実施の依頼があったとの、当局の答弁でありました。

緊急合同総点検実施調査の内容については、学区内の通学路の総点検で、危険箇所の抽出でありました。文科省の全国の調査結果では、通学路の危険箇所が約6万カ所報告されております。愛知県内においても4,693カ所が報告されておるところであります。

通学路の総点検について、5点ほどお伺ひいたします。

1つには、昨年の通学路の安全総点検を、県教育委員会を通じて文科省から実施するよう

通知されましたが、調査の結果はどのようなことがわかったのか。また、総点検の実施で安全対策が必要な危険箇所と、緊急合同点検の内容についてお答えください。

○教育部長兼教育課長 鈴木智久君

結果につきましてはまたおいおいということで、まず点検箇所につきまして、数と、それとあとその内容につきましてご報告させていただきます。

昨年8月に実施しました通学路の緊急合同総点検では、安全対策が必要な箇所としましては、全校区で51カ所ございました。校区別では、蟹江小学校区が9カ所、舟入小学校区が4カ所、須西小学校区が12カ所、新蟹江小学校が12カ所、学戸小学校区が14カ所ございました。

次に、その詳細な内容でございますが、51カ所全てですとちょっと時間がかかりますので、各機関ごとにまとめまして、重立ったものを報告させていただきます。

まず、道路管理者関係では、信号待ちのときに車が接触しないか心配である。あと、車道と歩道の区別がない。あと、警察署関係では、交通量が多く横断歩道での横断がなかなかできない。車両の通行時間規制があるにもかかわらず、通行する車両がある。通学路にもかわらず、こちらのほうも横断歩道が少ない。横断歩道の白線が消えかけていて、運転者にわかりづらい。一方通行の標識が色あせ、また曲がっていてわかりにくいのか、進入車両がある。あと、歩行者信号がすぐ赤に変わり、横断できる時間が短いというような内容でございました。

最後に、学校・教育関係では、一般的には子供の道路への飛び出しがあるというような内容で報告がございました。

以上です。

○1番 松本正美君

調査の結果、蟹江町の箇所におきましては、51カ所ということで報告をされているところでもあります。この51カ所について、町内の各小学校の児童また保護者また教育委員会職員を含めたこういった方々の周知を徹底を実施されたのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育部長兼教育課長 鈴木智久君

この51カ所につきましては、それぞれの先ほど申し上げました機関でもちまして、点検のほうをさせていただいております。それをもとに学校のほうにつきましても、当然行うにつきましては報告させていただいているところでございます。

以上です。

○1番 松本正美君

2点目ですが、通学路の危険箇所の調査・点検結果を受けて、目に見える諸対策の迅速かつ計画的な実施が求められております。調査・点検結果での対策が必要な箇所や危険箇所の整備改善は、現在どこまで進んでいるのか、進捗状況を教えていただきたいと思います。

○教育部長兼教育課長 鈴木智久君

それでは、関係機関ごとに報告をさせていただきます。

まず、道路管理者の対策にかかるものとしましては、21カ所ございました。そのうち15カ所につきましてはもう対策を済ませております。残り6カ所につきましては、来年度26年度中に対応する予定でございます。対策としましては、路肩のカラー舗装、路側帯の設置、防護柵の設置などがございます。

警察署の対策にかかるものとしましては、25カ所ございました。うち12カ所につきましては対策済みです。対策としましては、下校時の見回り、横断歩道の塗りかえ、道路標識の改修、それと1カ所でございますけれども、歩行者用の信号機を設置していただくよう、県警本部のほうに要請をさせていただいているとの報告でございました。

残り13カ所は、横断歩道や信号機の設置、信号機の横断する時間を長くしてほしいというような希望する対策案を出していただいたところでございますが、なかなかそちらにつきましては難しいというふうに聞いております。

次に、学校・教育委員会の対策にかかるものとしましては10カ所ございます。中では学校での交通安全指導と、あと本年度でございますけれども、注意書きの立て看板などを設置して、対策を講じているところでございます。

今の対策箇所を足しますと、51カ所を超えますけれども、これは1カ所について複数の対策が必要であるというようなこともございましたので、ちょっと数はふえております。なお、警察署の対策でどうしても警察のほうに難しいという対策がございました。それにつきましては、学校・教育委員会の対策としまして、児童への交通安全指導と、それからあと注意書きの立て看板等で対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○1番 松本正美君

今、点検箇所の進捗状況がお話があったわけなんですけど、こうした点検箇所についての実施状況を各地域住民、また道路の利用者等への情報発信をされたのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育部長兼教育課長 鈴木智久君

直接的には報告というのはございませんけれども、学校のほうにつきましては、会議の中に学校のほうの関係者のほうもまじっておりますので、児童・生徒のほうにはその辺のところの周知をさせていただいているところでございます。

以上です。

○1番 松本正美君

道路を利用されている一般の方もみえますので、できればインターネットのホームページだとか広報で点検結果などの、これからも取り組まれますので、そうしたことを周知徹底

をひとつお願いしたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

3点目に、通学路の事故は車道と歩道がある以上、どこでも起き得る危険性があります。本町においても、各学校、保護者、交通指導員、スクールガードボランティアの方を初め多くの関係者の方の協力により、通学路の安全対策がとり行われております。本町でもソフト面での取り組みと同時に、道路環境というハード面からのさまざまな事故が起こらないよう、子供を事故から守る歩道の整備と安全対策が重要であります。

通学路の交通安全対策については、子供の父兄の皆様から要望を多数いただきます。私も現場に調査に行ったところ、路面表示が消えかかっているところや、道路幅員が狭く、歩道スペースが十分確保できない未整備のところもあります。通学路の歩道がでこぼこや、通学路の側溝にふたをつけてほしい、またガードレールの設置、歩行者の信号機の設置や路面カラー舗装の設置が欲しいなど、そのほか見通しの悪い場所、通学路が通勤の車の格好の抜け道となっているところ、雨の日には水たまりを避けるため、接触の危険性があるところも大変危険であります。

交通量の多い狭い道路など、多くの住民の方から通学路の交通安全対策の要望もいただきます。本町の住民の皆様からの要望いただく中でも、各地域の危険箇所の中には、これまで再三危険が指摘されながら、安全のために歩道やガードレールを設置しようにも、道幅が足りなかったり、歩行者用信号機の設置がなかなかできないなど、道路事情や地元関係者の合意が得られないなど、何らかの事情で課題が解決できない危険箇所が多く含まれていると推察されているところであります。

今回の調査の目的は、単に現状の把握だけではなく、そういった課題を解消することが目的であります。できなければ事故は減少しません。このことにつきまして、石垣教育長は通学路の課題解消に向け、どのように取り組むべきと考えておみえですか、お聞きしたいと思ひます。

○教育長 石垣武雄君

通学路の課題解消に向けてどのように取り組むべきかということですが、先ほど部長が申し上げたところでありますが、今回の緊急合同点検で51カ所の危険箇所が上げられました。その中で、道路管理者の対策に関する残りの6カ所につきましては、来年度、今も話は聞いたところですが、26年度に対応されるということになります。

また、学校・教育委員会の対策に関するもの、これはほぼ対応は終えておりますけれども、警察に関する対策、内容で言いますと信号機や横断歩道の設置については、既にその周辺に信号機や横断歩道が設置されていたり、信号時間の調整については他の信号機との連携を調整する必要があると、そのようなことから、道路通行に与える影響を考えると現段階では難しいと、そのようなお話を聞いております。

これらの問題、課題解消に向けて粘り強くと言ったらおかしいですけども、そういうのを

今後も警察のほうに、あるいは関係機関に訴えながら、そういう解消に向けて取り組んでいけたらというふうに思っています。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

この通学路の安全対策の問題の一つとして大きく上げられるのが、地域住民への合意形成が指摘されておるわけなんですね。今、教育長からもお話がありました。特に歩道の設置のために道幅を広げなきゃいけないということに対しましても、これは土木のほうははっきりお話いただけるんじゃないかなと思うんですけど、今後地域住民への合意形成について、どのように考えてみえるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○土木農政課長 伊藤保彦君

道路拡幅につきましては、やはり用地をすぐを取得して、その道路幅員を確保するというのは非常に難しいところでございますが、今回も先ほど述べさせていただきましたとおり、26年度に拡幅するところにつきましては、農道でありますとのり先をお借りいたしまして、その幅員を確保させて広げるというような方法で、今回も進める予定をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○1番 松本正美君

特に、本町でも正規のそうした歩道の整備というのはなかなか難しいというお話があったわけなんですけど、特にこういったところの有効な対策として全国的にも本町でも取り組んでみえますが、路肩部分のカラー舗装、こういった取り組みというのは、今後ますます重要になってくるんじゃないかなと思います。

横断歩道の直前の路面カラー舗装だとか、カラー舗装の道路の表示など、こういったものを一番早く取り組んでいただけることができるんじゃないかなと思います。特に、今学戸の交差点の、これは県道ですけど、非常にカラー舗装をしてあったんですけど、もう薄れてきていまして、かなりトラックが物すごいスピードで走り抜けていくという、そういう状況でもありますので、そういった面も含めて、今後のカラー舗装についての取り組みについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○土木農政課長 伊藤保彦君

それではご答弁申し上げます。

緊急合同総点検の中でも、やはりカラー舗装対策を施してほしいとの非常に要望が多くあります。そんな中で、カラー舗装は通学路の交通安全対策といたしましては、非常に有効であると考えておりますので、本年度におきましても4学区4路線を施工いたします。4学区につきましては、蟹江小学校区、舟入小学校区、新蟹江小学校区、学戸小学校区でございます。

それと、路面表示が消えかかっている箇所につきましては、先ほど西尾張中央道の件をお話されたかと思いますが、こちらは管理者であります愛知県に早急に要望をしましてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○1番 松本正美君

次に、4点目ですけど、通学路の状況は利用する生徒数の増減や、通学路が通る町の環境の変化といった要因にもよって変わってくると思われま。また、自転車通学の範囲が拡大され、自転車通学の安全確保と道路の点検整備もあわせて考えるときではないかと思われま。

今年度以降においても、通学路の交通安全確保に向けた取り組みが地域において継続的に行われるよう、学校・教育委員会、また保護者及び道路管理者、関係者の幅広い参画を得て、交通安全総点検の一環として行うべきではないでしょうか。

このたびの緊急合同点検の枠組みを活用して、地域の特性に応じた課題の設定等による効果的な合同点検を、26年度以降においても継続的に実施すべきではないでしょうか。今後、本町の通学路の合同総点検の継続的な推進について、石垣教育長にお伺いしたいと思われま。

○教育長 石垣武雄君

昨年実施をしましたこの通学路緊急合同点検、各学校から危険箇所についてその状況や危険の内容、希望する対策等が出されました。そして、それらを報告を受けて教育委員会に出していただきました。それらを道路管理者や警察署に送付し、それぞれが考える対策案を合同で検討して、各関係機関が対策を実施してあります。

ところで、現在学校の状況等を考えますと、毎年学校では学期の始めと終わりには、通学団会議を行っております。子供たちから通学路の危険箇所などの聞き取りを行っております。そして、その内容をもとに各通学団の担当の先生が下校時に付き添って、通学路点検も行っております。

また、PTAの役員の方によっても、定期的に通学路点検を行っていただいておりますし、登校指導を行う中で見つかった危険箇所につきましては学校へ報告をされて、教育委員会へも報告がされてあります。対策については、町の交通安全担当あるいは道路管理担当者を通じて、国や県、警察との連携の上に対応をしているところであります。

今後もこのような取り組みを行う中で、先ほどの合同点検の枠組みということでありまけれども、状況に応じてそのような対応をしていきたいというふうに思っております。継続というよりも、そういうようなところで頭に置きながら、まだ昨年点検をしたところが解決してありませんので、その解決をしながら、そしてまた定期的にといいか、毎年ではありませんけれども、そういうような昨年行った組織を使いながら対応を考えて、再度また

見直しは行っていくと、そのように考えております。

○1番 松本正美君

どうか通学路の安全確保のためにもしっかり取り組んでいただきたいなど、このよう思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、通学路の安全対策として関連しますので、ここでちょっと取り上げたいと思います。特に自転車通学路の安全運転対策についてお伺いしたいと思います。通学路での自転車の並列だとかまた二人乗りなど、自転車通学路での自転車運転安全5原則がまだ守られていない状況も見受けられます。

この12月1日から自転車の改正道路交通法が施行され、道路の右側にある路側帯を走ることが禁止されました。保護者の皆様から、今回の改正道路交通法は大変わかりづらいとも聞きます。違反した場合は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金となると聞きますが、未成年者の場合、児童・生徒、親への影響はどうか。今回の改正道路交通法の内容と、住民への周知徹底についてお伺いしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、道路交通法の改正による自転車の通行方法等についてお答えをいたします。

道路交通法の一部改正がされまして、この12月から施行をされました。この改正では、自転車の路側帯通行ルールが変更され、自転車で路側帯を走る場合は、道路左側に限定をされました。路側帯とは、歩行者の通行のため、歩道のない道路の路肩寄りに設けられた部分であります。自転車でこの部分を通行する場合に、これまでは道路の左側及び右側にある路側帯のどちらも通行可能でしたが、12月1日から路側帯も車道の通行方向と同じように、道路の左側にある路側帯を通行しなければならなくなりました。

この改正に伴い、自転車通学が行われている蟹江中学校、蟹江北中学校へは、蟹江警察署交通課から改正された内容について説明していただくよう依頼をし、蟹江中学校については校長先生に、自転車に乗る場合の注意方法についてご説明をいただき、生徒へ交通ルールを守る指導を行っていただきました。蟹江北中学校につきましても、蟹江警察署の交通課と調整ができましたので、先日改正内容について説明をしていただいております。生徒への交通ルールを守るよう指導を行っていただくようお願いもしております。

なお、この自転車の左側路側帯通行のルールを破り右側にある路側帯を通行すると、3カ月以下の懲役または5万以下の罰金となります。警察では、違反を発見した場合は違反者への指導や、特に悪質なものについては検察庁へ送致するなどの対応をして、この左側路側帯通行の推進及び徹底を行い、交通事故の減少に努めるとのお話を伺っております。

未成年の場合とか青年の場合という部分につきましても、まず実際の原則としましては大前提が指導ということを、警察のほうから伺っております。罰金等そういう法が定められておりますが、こちらにつきましても司法の判断に委ねられますので、そちらの処罰が

決定をされるということでございます。

12月1日からの道路法の一部改正ということで、チラシにつきましては警察のほうから学校へ、生徒のほうへ家庭に持っていくようにというようなものも配布をされております。また、ホームページ等におきましても周知のほうをしていきたいと思っておりますし、もう少しわかりやすいような具体例等につきましても、今後早急に記載をして、そういうものを広報等に載せたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

児童・生徒の皆さんが事故を起こしてもいけないし、加害者になってもいけないし、また、被害者になってもいけないものですから、しっかりと取り組んでいただきたいなと思っております。

また、これにあわせて、本町でも生徒の自転車通学の安全運転対策といたしまして、自転車安全運転免許証講習会を実施し、修了した生徒に自転車安全運転免許証を交付する取り組みをお願いできないかなと思っております。これは、既に山田議員のほうからも提案をされていまして、今後の課題であるというような答弁もいただいております。

今後、愛知県でも自転車の安全5原則が守られていないため、交通事故が多発しているのも事実であります。生徒の通学路の安全対策として、自転車通学の免許証制度の考えはないかということでもあります。

また、児童・生徒の自転車の事故による賠償の問題も、全国的に大きな問題となっております。高額な賠償が請求されていますが、事故を起こしてはいけないわけではありますが、事故はいつ起こるかわからない状況でもあります。そういった意味でも、児童・生徒の自転車保険については、教育委員会はどのように考えてみえるかお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育部長兼教育課長 鈴木智久君

まず、自転車運転免許証の交付の考えはないかということでございますが、自転車運転免許証は小・中校生や高齢者を主な対象としまして、自治体や警察署が独自に発行するのが一般的だと聞いております。

交付の方法は、交通ルール等の学習と実技講習を行った後に、筆記・実技試験を経て発行されるものということ。これは安全な自転車の乗り方や交通ルール、自転車運転マナーについて学び、自転車事故を防止することを目的としております。町内の小・中学校では、毎年蟹江警察署交通課の方や交通指導員の方に交通ルールについての講話やビデオによる交通安全教室を開催するほか、ほとんどの学校では正しい自転車の乗り方の実技指導も受けております。自転車運転免許証の交付までには至っておりませんが、各学校とも継続的に交通事故防止を図っているところでございます。

今後、今松本議員言われるように、自転車運転免許証制度の導入につきましては、学校や

町のほうの子育て担当部署とも相談の上、検討していきたいというふうに考えております。
以上でございます。

もう1点、自転車保険の加入についてということでございますが、これは町内の小・中学校では、愛知県小・中学校PTA連絡協議会というところがございまして、そちらが推進します小・中学生総合保障制度という総合の保険なんですけれども、そちらのほうの周知を受けまして、入学式、始業式に保護者の方にご案内をさせていただいているところでございます。加入につきましては保護者の方にお任せをしております。

このほか、やはり中学校では自転車通学でございますので、自転車保険のみに特化した保険のほうも紹介をさせていただいているところでございます。こちらのほうも加入につきましては保護者の方にお任せをしているところです。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、教育部長のほうからお話があったわけなんですけど、どうかこの自転車の免許証制度も1回考えていただきまして、導入を図っていただきたいなと思います。特に自転車の保有率が一番多い、全国でもさいたま市なんですけれども、さいたま市では子供の自転車事故防止の対策として、自転車運転免許証導入に取り組んでおみえであります。また、埼玉県としても全市町村に導入を広げていきたいと、このようにもお聞きしておるところであります。

また、広島市でも教育委員会と連携して、自転車運転免許証交付が小学校、早い段階からの自転車のこういった取り組みをやっていきたいということで、3年生を対象に取り組みが始まっております。どうか我が蟹江町においても、こういった取り組みを一日も早く取り組んでいただきたいなと思います。

それと、自転車安全教育の推進事業として、今自転車の損害保険の件であります。同じく埼玉県の杉戸町というところが自転車安全教育推進事業の一環として、小・中学生の自転車損害保険への加入事業を進められております。ちょっとお話をさせていただきます。

自転車による事故の責任は自転車利用者の責務、児童・生徒においてはその保護者の責務であります。万が一相手が死亡または同等の状況に至らしめる事故を起こしてしまった場合は、子供本人及びその保護者が高額な賠償責任を負うことになります。

そのような場合に備え、町内の全小・中学校を対象とした保険に町が加入することにより、子供と子育て家庭の暮らしを守る取り組みを推進しております。また、学校・家庭における自転車安全教育の充実にも引き続き取り組んでおりますということで、この自転車安全教育推進事業の中に、自転車安全運転教育と、そして保険とセットでこういう事業を取り組んでみえる杉戸町があります。

どうか蟹江町におきましてもこういった取り組みを1回参考にしていただき、精査して

いただき、取り組んでいただくといいかなと、このよう思いますので、どうかこれからも通学路の安全対策として、子供たちの安全を守っていくためにも、ぜひしっかり取り組んでいただくようお願いいたしまして、質問といたします。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、松本正美君の質問を終わります。

暫時休憩をします。再開は10時45分といたします。

(午前10時30分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 高阪康彦君

質問2番 中村英子君の「男女共同参画の推進について」を許可いたします。

中村英子君、質問席へお着きください。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

きょうは、男女共同参画ということで一般質問に上げさせていただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

実は、これをテーマに過去にも質問したことがあります。これはもうすごく長い前でありまして、もう平成8年か9年か、それぐらいの非常に前に、私は一度このテーマで質問をさせていただきました。そのときですけれども、質問と答弁が余りにもかみ合いませんで、全くかみ合いませんで、答弁の中には女性でも中村さんみたいに気が強い人もおるといようなことまで言われて、何か話が全然かみ合わなかったものですから、これは非常に無理な質問だなと思って、余りにも意識が違い過ぎるという感じがいたしておりまして、長い間これをテーマに質問するということはありませんでした。

昨年、私、何度か大村知事にお会いすることがありましたので、大村知事に対しまして、県は副知事というのが4名おりますので、4名副知事がいるにもかかわらず、どうして女性の副知事というのは1人もいないのかといようなことを、大村知事に何度か昨年申し上げておりました。そうしたらそのとき大村知事は、なかなか適任がないんだわとか、人がいないんで私も苦慮しとるといような、そんな話もあったわけですが、ことしになりまして、新聞でもご承知のとおり、吉本さんという女性の副知事が誕生するということになりました。

私、早速この方にお会いしに行きまして、8月ですけれども、この吉本さんにお会いいたしまして、ぜひとも県内の女性政策を推進してほしいと、そういうようなことのお話もさせていただきました。そんなことがありましたので、今回も質問してみようかなという気

にもなったということであります。

それで、先ほども、以前に質問したときに全く答弁と質問とがかみ合わなかったというお話をいたしましたけれども、それはどうしてかと言いますと、男女共同参画という意味が、答弁する当時の特別職の方々また担当者に、余りよく理解されていなかったということだというふうに私は思っているんですが、つまり、男女共同参画という言葉はあるけれども、中身は何かということですね。それを当時理解していただけなかったのではないかなと、そういうふうに思っております。

しかし、その後平成11年に、男女共同参画基本法というのができております。それに基づきまして、国や県に基本計画が策定をされました。そして、少しずつ町の職員にも、その目指すべき社会が一体どのようなものであるのかということが理解され始めているのではないかというふうに思いますけれども、男性の役割、女性の役割ということにつきまして、行政担当者がその必要性ということを感じていなければ、そこに向かっていくということも大変難しいわけですので、まず最初の質問といたしまして、なぜ男女共同参画が必要だというふうに思われているのでしょうか。

現状のままでいいのではないかとか、現状のままのどこに問題があるのかないのか、その前提についてどのような認識をお持ちなのかなというところで、まず質問をさせていただきたいと思います。

○政策推進課長 黒川静一君

なぜ男女共同参画が必要であるか、問題があるのかないのかというご質問でございますけれども、男女共同参画の実現には、これまでにさまざまな取り組みが進められてきました。しかしながら、人々の意識の中には、夫は外で働き妻は家庭を守るべきであるという、性別に基づく固定的な役割分担意識が依然として残っている状況でございます。

また、男性優位の意識や経済力の格差は、女性に対する暴力や人権侵害を生み出す土壌となっていることが指摘されております。一方で、中高年男性の職場での重責やリストラ、子育て期の男性の長時間労働など、男性への過度の負担も生じております。性別に基づく固定的な役割分担意識による決めつけについては、男性が家庭生活や地域生活を楽しむことを難しくしたり、女性が社会参加の意欲を持ちつつも、社会のさまざまな分野で活躍することを困難にしたりしております。

こうしたことから、男性も女性も性別にかかわらず、自由な意思でみずから生き方を選択し、その個性を輝かせ、持てる能力を十分に発揮することができるような男女共同参画社会が必要であるというふうに考えておりますし、決して現状のままで問題がないと言えないというふうに思っております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

今、ご答弁いただきましたけれども、黒川さんというのはどういう立場でご答弁されているんでしょうかね。これはご承知のとおり、男女共同参画というのは内閣府に設置されておりますように、それぞれの自治体でも、県は県の知事部局で知事さんが中心になってやるか、またあるいは副知事が中心になってやる。つまり、横断的に物事を進めなければならないということで、一部の担当者という取り扱いではないんですね、この男女共同参画というのは。

今、どのような立場でちょっと答弁したかわかりませんが、もう少し副町長だとか室長だとか、その辺からご答弁あると思いましたがけれども、いまだに何か一つの担当者の範囲なのかなという気がしないでもありません。

今の答弁の中に、男性と女性の固定的な役割分担というものが依然として意識として残っていると、そういう答弁がございました。これはもうずっと前から言われ続けてきていることなんですけれども、非常に長い年月、男性は外で仕事をする、女性はその家庭を支えるというような、そういった意識が非常に根強くあるわけですので、男性側にとってみると、妻の側、女性というのは男性の都合の範囲の中で、夫の仕事の邪魔にならない範囲で、パートだとかスポーツだとかボランティアとか、何しろ夫に迷惑のかからない範囲で妻は活動してもらえば、もうそれでおさまっていれば構わないといったような、こういうずっと意識のもとに家庭生活が多く行われてきたということなんですけれども。

しかし、この意識は今、答弁していただいた方は、これはいろいろ男女共同参画にかかわる文章に書かれている、そういった内容のものなんですけれども、実際に男性側からしてみると、この制度そのものというのは、むしろ現状のままであったほうがいい、快適なものではないかなと。

家庭生活において男の人が中心になって、そしてそれを乱さない範囲で女の人が補助的なことをやったり御飯をつくってくれたりする、そういった形そのものは、男性サイドにとってみれば、今答弁された方にしてみれば、非常に好都合で便利なことではないかなと、快適ではないかなと。ここに何か問題があるというふうに、個人の感覚として自覚するということは、どんなことがあるんだろうかと思うんですけれども。

そこで、ちょっと教科書的な答弁ではなくて、あなたが生活者として、このような制度は非常にいい制度で快適なものではないか、男性側にとってみればというふうに思うんですけれども、ちょっとそこら辺を生の声でお伺いしたいと思います。どなたでもいいですけれども。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

まず、冒頭に、当初平成8年かそのぐらいに、中村さんが最初にこの質問をされたということで、当然そのときは私も随分若いころでございますので、実際にこういう質問をされたかどうかということも、ちょっと知らない状況です。

確かに、多分先ほども言われましたように、平成11年に国のほうでこの男女共同参画の基本法が制定されたということです、その当時、中村さんが最初に質問された当時は、担当のほうもそれこそ男女共同参画というそういう言葉さえなかなか知らないという、そういう状況だったかもしれませんが、当然その当時というのは、いわゆる社会的な慣習からすると、やはり男性のほうが随分重きを置かれているという、そういう状況、今以上にそういうことであったのかなという感じしますので、先ほど言われたように、なかなかかみ合わないという、そういうことであったのかなというふうに思います。

今に来てどうかということになるんですけども、実は、蟹江町のほうとしても、この男女共同参画の事業について、必然的に国・県がそういう法律に基づいて、県のほうも計画をつくられという格好になってきましたので、市町村のほうにも県のほうからこういう男女共同参画の内容についていろいろと指導等をされるようになってきて、町は恐らくそれを受けて少し前といいますか、23年度から実は政策推進課のほうにこの男女共同参画というのは移ってまいりましたが、その前は生涯学習課のほうで、家庭教育ですとか女性対策ですとか、そういう方面でいろいろとこの男女共同参画の関係のことをやっていたのかなという、そういうふうに思っています。

次の段階で質問出るかもしれませんが、例えば先ほど言いましたように、基本法に基づいて、市町村についてはこの男女共同参画の計画が努力義務でもってつくりなさいよという、そういう格好になってきていますので、県下の市町村を見ると、結構多くのところがもう既に策定されている状況になってきていますので、それを受けて、実際にはこちらのほうも何とかせなあかなということ、今の体制というか政策のほうでこれを引き受けて、何とかそういう方向に行こうと、そういうことで今、考えているという、そういう状況の中なんです、蟹江町の体制としては。

ただ、なかなか事業としてはうまく進んでいないというのが現状でございますので、うまくちょっと答えることはできませんけれども、今の現状としては、中村さんが言われるような男女共同参画というのをある程度は認識しているつもりでございますけれども、なかなか社会的には、先ほど言ったように社会通念ですとかしきたりですか、そういう面ではなかなかうまいこと抜け切れなところがあるものの、例えば教育の現場ですとか家庭生活の中でも、比較的高齢のところは別にしても、若い世代の方たちや何かは、ある程度仕事の分担とか家事の分担だとかそういうこともされて、比較的前とは違う格好にはなっているのかなというふうに思うんですけど、それぞれ分野的にはちょっと、前と違って極端に男性がどうのこうのと、そういうふうにはなくなっているのかなというのは、現実としては今ちょっと感じているところです。自分としては。

○8番 中村英子君

今、ちょっと私、答弁いただきましたかったのは、推進しなきゃいけないという方向が上から

おりてきてるんですね、実際には。おりてきているというか、そういう流れになってきていますので、それを町としても前へ進めなきゃいけないという、そういうことはそうだと思うんですけども、ただそこで、そのことを進めるに当たって、そのことがわかっていないと、ちょっとこれ、前にどう進めるのか、何が問題なのかという、その取っかかりもわからないわけですから、ですから町が進めるに当たって、皆さんが生身の人間としてこの制度そのものをどう、今の現状ですね、男性女性の固定的役割分担というものが、男性にとって都合がいいものではないかなと、そういうふうには思っている以上は、これを前に進めるということはなかなか難しいわけですので、その前の前提になっている意識についてちょっと今答弁をお願いしたいんですが、ちょっと答弁ありませんでしたが、それはそれといたしまして。

男性側から見ると、余り不平等感というようなものもないのかもわかりませんが、平成20年に県民意識調査というのを、県のほうが行っております。これは男女にかかわらずの調査であります。男性だけの調査とか女性だけの調査ではなくて、全体を対象にした県民意識調査というのがありまして、この調査は8項目にわたって、男性のほうに優遇されていると思うかどうかという調査であります。その調査の8項目なんですけれども、男性のほうに優遇されているというのは、社会全体では72.7%、県民の意識の全体的には72.7%の人が、今の社会は男性のほうに優遇をされていると。

そして、家庭生活の中でも、56.8%は男性のほうに優遇されている。職場に至りましては、68.2%は男性のほうに優遇されている。そして、特に政治の場、このような場所ですけれども、政治の場においては76.3%、これはもう男性社会そのものであるというふうになっております。

また、社会通念、慣習、しきたりなどはどうであるかということにつきましても、76.6%が男性のほうに優遇されていると。また、法律や制度においても、42.2%は男性のほうに優遇されていると。圧倒的に社会全体は男性のほうに優遇されているという、この調査結果が出ております。

ただ1つ、別に男性のほうに優遇されているとは言えないというところは、学校教育の場でありまして、教育を受ける機会は平等であると。男女にかかわらず教育を受ける機会、そしてその中身については平等であると。これは57.8%の人が答えております。ですから、この8項目の中で教育だけなんです。教育を受ける権利と教育を受けることができるというのは、女性も男性もないと。だから、今はもはや女性のほうが進学率が、大学だけではなくて、短期大学だとか専門学校だとかを含めると、女性のほうが進学率が男性より上を行っているわけで、教育は平等に受けていると。

ですから、かなり高い教育を受けている女性の方々というのは、現在たくさんいらっしゃるということなんですけれども、その受けた高い教育が、果たしてそれぞれ生かされてい

るのかどうかという、またそれも別問題というふうになっております。

それで、今は不平等の感を申し上げましたけれども、結婚いたしまして、結婚もなかなかできない時代ではありますけれども、結婚をいたしまして、共働き世帯というのは、専業主婦の世帯よりも10%も今や多くなっておりまして、共働き世帯は55%、専業主婦世帯は45%ということであります。共働き世帯がこうしてふえているわけですが、ここでも夫がどれぐらいそれに協力しているのかということの調査があるんですけれども、ほとんど妻には協力をしていないというような結果が出ておるんですね。

ですから、ここで共働きになりまして、妻のほうは経済的にまず家庭を助けると。本当によくない言葉があるんですけれども、昔は本当に男性の方も、こういう言葉を受けることはよくないと思うんですけど、つまり夫の甲斐性がどうだとかこうだとか、そういうことによって妻が評価をして、それを補うために働くみたいな、本当にこういうことは男性にとってもよくない評価だと思うんですけれども、そういうようなことも過去にはありましたが、そういう意味でも経済的にまず協力し、妻は支えていて、そして育児、家事、介護などのほとんどの全てを家事労働が妻がやっていると。

だから、共働き世帯になったらリレーションシップはどうかという、かえって妻のほうに荷重が全てかかってしまっているというような現実がありまして、そのためにやっぱり、結婚した、そして出産、そしてまたあるいは仕事をやめるという、能力の生かせない状況というのが今でもあるということなんですよね。

ですから、高い教育を受けていい仕事についている女性もいますけれども、そういう女性でも現実男性からの協力が得られないということで、結婚もしたがるまいと。立派に働いて収入を持って自分で自立している女性は、結婚もしたがるまいでしょうと。ですから、ここで非婚もまたふえていくということの原因の一つも、このようにあると思うんですね。現実問題、今このような状態にいる女性の地位が、まだまだそういう低い状態にいるということについて、現状をどのように認識されているのかをお伺いしたいと思います。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

今、中村議員が言われましたもろもろの、実際県民調査、国のほうの調査でもこういう調査があるようですが、そういう調査結果の数値というのは、ある程度こういう数字だということとは私どもも、今回こういう質問をしていただいたときにいろいろ調べさせていただいて、そういう状況になっているということは認識させていただきました。

ただ、先ほども若干言いましたように、現実そういう数値なんですけれども、そういう数値自体も少しずつというか、項目によっては全く変わらないですとか、ちょっと数字が違っているという場合もあるのかもしれませんが、徐々にというか、少しずつでも男性優位というか、そういうのが若干崩れつつあるのかなという、そういう傾向であろうと思っているんです。

ですから、それは何かというと、やはりこういう男女共同参画という、そういう事業というかそういう取り組みによって、少しずつ何か社会全体がそういう動きになってきているのかなと、そういう感じがしているという感じを、今回の質問を受けた上での私どもがいろいろ調査した感じとして、受け取っているところでございます。

○8番 中村英子君

少しずつ社会が変化しているということで、ほうっておいても意識が少し違ってくる部分というのは当然ありまして、若い人たちの意識はやっぱり50代、60代、70代の人々の意識とはある程度違ってきているということは事実であります。それは自然的な社会の流れの中のことでもありますから、行政としてどういう視点で、どこを見ながらこれを推進していくのかという、その根底になる状況の分析というか、根底にある問題意識というものをやっぱりきっちり把握していかないと、よりこれを前に進めるということには、私はなっていないんじゃないかということで、今、その認識をちょっとお伺いしているところであります。

答弁も余り、ちょっと的確ではないかもしれませんが、ちょっと世界的な流れというのを見てみますと、女性の地位が低いということは別に日本だけではないし、また世界全体の問題なんですけれども、これはもともとどこから出てきたかといいますと、国連ですね。国連によって継続的な国連婦人の10年というものが提唱されまして、それは、そういう国連がまず女性問題に力を入れ始めたこと。

それはもう1975年ぐらいから顕著になっているんですけれども、入れ始めまして、その影響によって、日本でも女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准というふうになってきました。そして、いろいろなことがここであるんですけれども、簡単に申し上げれば、平成11年にそのことが男女共同参画社会基本法につながってきたこと。ですから、もともと国連から、上から来たことで、国連に言われて国がやり、国がやっけて県が出てきたというようなことですので、下からこの問題意識が上がってきたということではないんですけれども。

そこで、国のほうも男女共同参画基本法というものを閣議決定をされました。平成13年には、愛知県でも愛知男女共同参画プラン21というものが策定をされております。そして、このプランもその後の社会情勢の変化によりまして、また国連からいろいろ勧告も受けているんですね。実際には、到達していないと。いろいろな問題があるということで国連から勧告も受けておりますので、順次改定をされまして、平成22年、国のほうでは第3次男女共同参画基本計画というものが閣議決定されて、県では新たに愛知男女共同参画プラン、2011年から2015年というものが策定をされております。今、その中間地点にいるのかなというところなんです。

そこで、そのような法整備の中で、市町村の役割はどういうふうになっているのかという

ことですが、基本法の中では、市町村は基本計画の策定などは努力義務というふうにされていまして、なかなか市町村の取り組みというのは、大きな市はかなりやっておりますけれども、町や何かのレベルですと、その取り組みというものが現状目に見えていないところでもあります。

平成11年基本法が成立した時点において、愛知県がまたこれは市町村に対する調査を行っております。蟹江町は、次の時点で検討中という回答をしているんですね。これは平成11年のことなんですけれども、蟹江町は全部検討中ですよ。何を検討中かというのと、女性関係行政推進会議などの設置、女性問題に関する職員研修、女性問題懇話会の設置、行動計画の策定、こういうようなことは検討中ですよというふうに、県に回答をしているんですけれども。

そこで質問をいたしますけれども、この法律の施行後、このような回答をした後ですけれども、町はどのような事業を実際にやってきましたでしょうか。そしてまた、上記の検討項目というのはどのようなになっているのか。もうかなりの年月がたっておりますので、その取り組みの状況についてお伺いをしたいと思います。

○政策推進課長 黒川静一君

町がどのような事業をしてきたかということについて、まずお答えをしたいと思います。

町では、これまでに県との共催で、蟹江町においてサテライトセミナーを3回実施しております。これは、遠隔地であるため、ウィルあいちで開催する男女共同参画セミナーに参加できない県民の方々にも参加が可能となるよう、また、県内全域における男女共同参画意識の高揚を図るため、市町村との共催により、県内各地域においてサテライトセミナーを実施しているというものでございます。

また、DVについての理解を深めるために、県から講師の方を派遣していただきまして、DV理解の出前講座を2回開催をしております。そして、愛知県男女共同参画社会支援セミナーには、これまでに6名の方に受講をしていただいております。これは、男女共同参画社会の実現を図るために、女性問題についての十分な認識と広い視野を持ち、町の政策決定や意思決定にかかわることができる審議会等の委員への登用も可能な、女性の地位向上と社会参画の推進役となる女性指導者を育成するためのセミナーでございます。そのほかにも、女性のリーダーを育成するために、県の女性指導者研修会へこれまでに5名の方に参加をしていただいているところでございます。

次に、検討項目についてはどうなったかというご質問でございますけれども、職員の研修につきましましては、これまでに2名の職員が男女共同参画社会の諸課題に対処できる能力を養成することを狙いといたしまして、市町村職員中央研修所、市町村アカデミーにおいて男女共同参画社会の構築をテーマとした専門研修を受講するなど努めてまいりました。

蟹江町では、計画の策定、女性関係行政推進会議、女性問題懇話会など、そういったもの

の設置につきましては、今のところは未設置という状況ではございますけれども、先ほどご説明をさせていただきましたように、サテライトセミナーやDVの理解の出前講座を開催したり、男女共同参画社会支援セミナーや指導者研修会に1人でも多くの皆さんに参加していただけるよう努めてきたところでもございますし、決して何も取り組んでこなかったということではございませんので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

これまでは、仮に推進計画をつくっていなくとも、男女共同参画の趣旨にしっかりとって進めていければ、そういった思いで進めてきた状況ではございます。しかしながら、平成24年4月1日現在の全国の町村における計画の策定率が45.3%と、約半数であること、愛知県の町村では策定率が75%であることを考えますと、今後、計画策定に向けた準備を進めていく必要があるかというふうには考えております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

今答弁いただきましたけれども、平成11年からのことですので、もうかれこれ14年か15年ぐらいの期間ですよ。かなり長い期間です。今おっしゃったこと、何もやっていないわけではないということなんですが、これはちょっとこの問題そのものが難しかったので、いろいろなことはできなかったかもしれませんけれども、平成7、8、9年当時というのは、むしろ町でも女性リーダー研修会というものを、シリーズで講座としてやっていたという時期もあります。

これは、土曜日に3回講座をやったり、平成8年は4回、女性リーダー研修会というものを講座でやったりして、当時のほうがむしろちょっと機運があったかなという印象なんです。その後、全然音沙汰なくなったというのが現実ではないかなというふうに思います。

それで、今おっしゃっていたように、点で、ちっちゃな点かもしれませんが、ぽつぽつとセミナーに参加したり講演をしたりしたと。平成20年からは年1回男女共同参画事業、男女共同の講演会だとかサテライトセミナーということで、20年2月に年1回、毎年これはやっているということは承知してまして、その参加者が婦人会さんをお願いしているのではないかなというふうに予想しますけれども、一番多いとき60人、少ないとき29名というような形で年1回やっている。それは私も承知しているところですけども、非常に小さな点の範囲でちょっとやられてきたなど。

今答弁ありましたように、これから、市町村でも75%以上は、案の策定をしたりいろんな方面からこれを推進していこうという取り組みが見られるわけですので、後から今後の取り組みについてお伺いしますけれども、実際14年間にわたってやってきたことにしては、ちょっと寂しいのではないかなと。やはりもう少し力を入れていただきたいと。

そして、その力を入れるに当たっては、職員の皆さんがこれについてどういう認識を、自分のこととしてどのように持っているのかということが問題でありますので、最初に質問

させていただいたとおりもう少し掘り下げていただいて、これについての前進をしていくことを望むわけですが。

次の質問ですけれども、職員についてちょっとお伺いしたいんですが、職員ですけれども、ちょっとこれも江上課長から資料を出していただいて、お忙しいところ申しわけなかったですが、資料をいただいております。職員の採用ということについて伺うんですけれども、女性でなければならない専門職とかいろいろなことがあるかもしれませんが、一般職、事務職についての採用ということを見ますと、非常に以前は男性を多く採って、女性の採用が少なかったという、私は印象を持っておりましたが、最近になっては意外とこれも少しずつ解消されてきてまして、採用時点における男女差の数は少なくなっているという感じであります。

現在の職員数、事務職、平成25年4月1日現在で、男性が103人、女性は53人で、総数156人ということですが、これは事務職だけのデータであります。平成10年はどうだったかといいますと、平成10年の3月は男性が104人、女性47人、合計151人で、男性1名減で女性6名プラスということであります。

そこで、依然として女性と男性の数はこのようなバランスになっているんですけれども、採用について男性女性という部分でどのようなお考えなのか、これは町長なのかもしれませんけれども、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○副町長 河瀬広幸君

男女共同参画の視点に立って、職員の採用についてのお尋ねであります。

最近、今おっしゃられましたように、156名事務職、男は103名、女性が53名ということでそのスタッフで一般事務をやっているわけですが、職員採用の基本方針としましては、男性女性関係なく職員の公募をやらせていただきまして、まず筆記試験をやり、一定のレベルに達した一連の対象者に対して面接を行いまして、採用をやっているところであります。

ですから、男性女性という区分ではなく、その年度年度に応じた能力のある方を採用しつつ、なおかつまた男性女性のバランスも片目で見つつ、そんな採用方針でやっているところでありますので、今後も男性女性の能力いかんによって、女性の比率が逆転する可能性もあるやもしれません。そこも含めた上で、今後の採用計画もしっかりと立てたいというように思っています。

以上であります。

○8番 中村英子君

ぜひ、採用についてはきちんと男性を上位にするということではなく、今答弁ありましたが、女性がふえる可能性もあるということをおっしゃいました。先ほども言いましたように、非常に学歴面で女の人も頑張っているという部分がありまして、筆記試験は女性が

得意という、ややそういう傾向もありますけれども、できましたら採用についてもきちんと半々という精神で、今の女性と男性とのアンバランスが解消されるような、そういう採用でお願いをしたいと思います。

次に、臨時職員についてお伺いしますけれども、臨時職員が、これもちょっと江上課長にお願いして出していただきましたが、臨時職員が何名いるかといいますと、実に多いわけですけれども、蟹江町には臨時職員が264名いるということであります。職員が156名ですけど、臨時は264名いまして、その中で常勤的勤務、ほとんど毎日来ている勤務者が151名で、非常勤的勤務というのが113名、これは非常勤ですので、週1回来ておるのか、どういう形で来ているのかわかりませんが、これだけいます。

今言いましたように、合計で264名という臨時職員なんですけれども、このうち男性女性はどういう関係になっているかという、男性が14名のみであります。14名で、250名が女性ということであります。これは女性が圧倒的に多く、これはどういうことかと言いますと、この方々の年収というのはどれくらいなのか私よくわかりませんが、勤務によって今も言ったように、出勤時間とかによって個人差が非常に大きいとは思いますが、この人たちは250名の女性の方々は、ほとんど130万円を超えないという仕事の仕方ではないかと思うんですね。

つまり、夫に扶養されている女性たちを使っていると。夫の扶養が前提になっている雇用の形態ではないかと思うんですが、このような臨時の雇用形態も、退職した方々、仕事を1回終えて退職した方々にはいいかなというふうには思うんですが、退職以前の女性たちに対して、このように臨時雇用ということが盛んなわけですけれども、今も言いましたように、これは男女共同参画という名のもとに問題になっております。

女性は男性に養われているということを前提にして成り立っているものだというふうには、私としては思っていますので、しかも仕事の中身も非常に補助的で、持っている能力を十分発揮するだとかいうことでもないし、また責任もほとんどないというような雇用の形態ではないかなと思うんですね、この250名につきましては。

これは蟹江町だけではないわけですが、このような雇用形態というものが現実問題として行われているということは、結局男女の固定的役割分担というものを前提としたというか、これを維持するというようなことの中で、都合よくこれが雇用の制度に使われているというふうには、私には思えてならないわけですが、これは男女共同参画の社会の精神に違反する基本的な問題のある雇用の仕方、目指す社会に逆行するものではないかというふうには私は考えておりますけれども、この臨時の女性の250名という方々に対する雇用形態について、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

臨時職員の男女の雇用の人数というお話だと思います。例えば常勤的勤務のほうに絞って

ちょっと説明をさせていただきます。これは中身といたしましては、151人の常勤的臨時職員がおります。その中で、いわゆる事務職と言われる者が54名、そのうち女性が49名で男性が5名でございます。次に、保育士でございます。これはトータル53名、女性が53名。次に、調理員でございます。トータル22名、女性が22名。その他としまして、トータル22名の女性が16名、男性が6名ということでございます。

中村議員がいろいろおっしゃっておみえになってみえるようではございますけれども、私どもといたしましては、女性を公募しとるというよりも、例えば事務職のほうで、確におっしゃるように補助的な職務ではございますが、採用募集をいたしましたところ、ほとんどの方が女性の方が応募されると。その中には、確かに議員がおっしゃるように130万だとかそういったことがあって、結果として女性が応募されるのかなというふうには認識はしておりますが、決して女性を優先してとりたいたとか、男性はとりたくないだとかいった、そういったことは一切考えておりませんので、結果こうなっていることは事実でございますが、今後もこういった形で臨時職員として雇用することはあり得ると考えております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

管理職についてお伺いしますけれども、管理職がずっといないと。今は能島さんが高齢介護課でやっていたら、お一人ですね、私が議員になって二十数年間、全くお一人だけでありますし、この管理職の養成、管理職をふやすということについてどのようにお考えかということをお伺いします。

それから、最初に言いましたように、吉本副知事が就任したことによりまして、彼女がいろいろな政策を出してきておりますので、それにタイアップしてこれを推進していくというのも一つの方法だと思いますので、そのことについてもお伺いしたいし、また、第4次総合計画の中におきましては、今後これを推進するために、いろいろなことをやっていくと、推進計画を策定すると。実現に向けた取り組みをしていくというふうになっておりますので、具体的にいつどのような形でそれを進めていくのか、それについてお伺いをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、管理職の女性登用については、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まさに中村議員おっしゃるとおりでありまして、私の記憶する限り過去に、今能島が課長の前には、数十年前でありますけれども、2人の女性管理者がいたという記憶が、私の中ではあります。中村議員の記憶がおありになるかわかりません。

今後、優秀な女性職員がおれば、当然その職務を全うできる方があれば、積極的にこれはもう登用することをここでお話を申し上げておきたいというふうに思っております。

また、第4次総合計画、この後にまたご質問されるか、先ほども質問の中でありました。担当者がお答えしたとおり、大変推進計画の策定がおくれておりますことをおわびを申し上げたいというふうに思っております。決しておくらせているというわけじゃありません。確かにそのような状況でなかったことは事実でありますので、責任者としてこれはおわびを申し上げたいと思います。

ただ、27年度を目途に推進計画を立てるといふ、そういう計画がもう立っておりますので、ハードをつくるのではなくて、ソフト的に諮問機関、審議会への女性の登用、そして各種町に対する委員会にも女性の方を登用しようかな、こんなことを今考えておりますし、現実には26年度に新たな試みができるような、そういう団体もまたあるやに聞いておりますので、積極的にとにかく女性の登用はこれからも進めてまいりたい、このことを思っております。

以上であります。

申しわけございません。今、総合計画の中で推進計画を策定することにつきましては、今言いました27年度を目途に今制作中でありまますので、もうしばらくお待ちを願うとありがたいと思います。

それと、吉本副知事の件であります、私も先般政策会議の懇談会の中で、16町村の首長さん、そして議長さんの会議がございました。その場所で初めて、吉本副知事さんとゆっくりお話をさせていただきました。うちの議長も隣の席に座りまして、多分僕より長い間、時間をかけておしゃべりになられたというふうに思っております。

そんな中で、今後女性問題についてはということで、ちょっと私も立ち話ではありましたが、5分ほどお話をさせていただきました。まだまだ取り組みが非常に愛知県は低い状況にあると。私も、女性問題については特に大村知事からのいろんな使命を受けておりますので、今後積極的に多方面にわたって広げていきたいというようなことをおっしゃってみえましたので、私も具体的な話はまだまだこれからだと思いますが、吉本副知事誕生をされ、厚生労働省のばりばりのキャリアでありますので、しっかりとこれ、お話を賜りながら皆さんと論議を進めてまいりたい、こんなことを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○8番 中村英子君

それでは、以上で終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で、中村英子君の質問を終わります。

質問3番 伊藤俊一君の1問目「本町地区の公共用地が確保できてよかった」を許可します。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しいたいただきましたので、時間のある限り、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

「本町地区の公共用地が確保されてよかった」と題しまして質問をさせていただきます。

かねてからの念願であった本町地区の公共用地の確保については、条件にかなった土地が見つからず、本町地域の皆様から要望が多く寄せられておりました。蟹江町議会といたしまして、平成14年12月議会において、議案第86号 本町地区公共用地を早期に求める決議についてと題して、決議案が提出をされました。

提案者は佐藤剛議員、飯田正勝議員、加藤正雄議員、菊地久議員、林英子議員と私、伊藤俊一でございます。その決議案の中身でございますけれども、本町地区公共用地の取得に当たって、地元住民にとってかねてからの悲願事項であるが、また実現されていないことである。当地域は蟹江町の中でも人口密集地にあり、集中豪雨による冠水対策の遊水地、東海大地震の避難施設、公園用地、公共施設などに利用できる公共用地取得が切望されてきた。

第3次蟹江町総合計画においては、いきいき暮らせるまちづくり及び自然と共生するまちづくりを掲げており、町は地域住民の福祉増進に一層努めなければならない。よって、蟹江町議会は、本町地域に公共用地取得を早期に取り組みされるよう決議する。平成14年12月17日、海部郡蟹江町議会と、このように提案説明があり、原案のとおり可決されております。

あれから11年、本町町内会代表者名で陳情書が町長と議長へ提出をされました。地域の皆様はもとより、地元議員の熱意により、蟹江町議회가、自己破産をした佐藤化学の跡地の取得に向けて、町当局の考えを前向きに捉え、25年9月議会での全員協議会での具体的な協議となったわけでございます。

私伊藤俊一といたしましては、このような物件の大きさと所在地、特に蟹江保育所に隣接していることもありまして、保育所の用地として活用できる、特に手狭な保育所であることが解消されることであります。そこで一番私が大切に思ったことは、旧佐藤化学の跡地であることから、地質調査結果をしっかりと確認をして契約をすることを前提に、了解をしたわけでございます。

25年10月末日で土地の売買契約、土地の引き渡しとともに、所有権移転登記が完了をされたと報告を受けておりますけれども、これまでの河瀬副町長の大変なご苦勞、当然相当なことがおありになったと思っておりますけれども、最初にお聞きしたいことは、登記が完了した今の河瀬副町長のお気持ちをお聞かせをいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○副町長 河瀬広幸君

今、伊藤俊一議員から、本町地区の公共用地取得の、これは旧佐藤化学工業の跡地でござ

いますが、この取得についてご質問をいただきました。この件に関しましては、9月に開催されました第3回の定例議会におきまして、取得をするために必要な予算をお認めをいただきました。その後、所定の手続を経て、10月末には蟹江町への所有権登記が完了をいたしましたところでございます。土地の引き渡しも終了いたしまして、蟹江町の土地となったわけでございますが、この間、さまざまな過程を経て現在に至ったわけでございます。

今の感想をお尋ねであります。率直に申し上げますと、正直ほっとしていると言いますか、本当によかったなと感じているところでございます。と申しますのも、この本町地区に新たな公共用地というのは非常に難しいことでありまして、皆様にとっては積年の本当の要望でございました。

以前から要望があったんでありますが、先ほど議員の質問にもありましたように、きっかけは平成14年にさかのぼってあります。当時、この地区で楽器製造工場が廃業された時期がございました。その跡地について、公園、避難所などの多目的公共用地として取得をお願いする請願書が議会へ提出をされています。結果としては、残念ながら採択するまでには至りませんでした。このことをきっかけとして、議会において次の提案がなされました。

当時の佐藤剛議員、飯田正勝議員、加藤正雄議員、林英子議員と現在この議場におみえになります菊地議員、そして今ご質問いただきます伊藤俊一議員の6名を提案者として、本町地区に公共用地を早期に求める決議についてが提案されたわけでございます。

提案の趣旨説明におきましては、用地の取得は地元住民にとってかねてからの悲願であり、当地域は蟹江町の中でも旧市街地で人口密集地区であると。いざといった場合の一時避難場所、そして集中豪雨による冠水対策の調整池用地として、また公園などの公共施設用地として取得が切望されていると。いきいきと暮らせるために、このまちづくりのために、この地区に公共用地を取得されるよう早期に取り組むべきとの議決がなされたわけであります。

それから11年、まさにこの決議が実を結んだわけでございます。もちろん、現在に至るまでの間、現在議長を務めておられる高阪議員から、議会においてたびたびこのことについて質問がございました。そのときのお答えといたしましては、実情はよく理解していますが、この地区である程度まとまった用地、これは大変取得が難しく、町の財政事情もあります。ただ、タイミングもありますので、さまざまな形で物件が出る可能性もあります。引き続き情報入手に努め、議会の皆様、地元の皆様と取得に向けての努力を継続していくというお答えをしております。

過去にも複数の物件情報がありましたが、当時、条件や合併債を受けようとしたものの、取得には至っておりません。このような状況の中、今回佐藤化学工業の破綻をきっかけとして、その跡地の取得の要望が高まってまいりました。これを裏づけるように、本町地区に残された最後の大型用地である、ぜひ取得してほしいとの内容で、本町地区の町内会代

表者10名の連署で、土地の取得を求める陳情書が町長、議長へ提出をされました。また、7町内会の住民2,325名の署名をもって、同様の内容の陳情書が町長、議長へ提出をされたわけでございます。

このとき、本町地区におみえになります議員のお二人さんも、大変ご苦労なされたというふうにお聞きをしております。このことを町も議会も真摯に受けとめまして、議論を重ねた結果、このたびの取得に至ったものであります。このように過去をひもといてみますと、本当に多くの方が長い年月をかけてこれにかかわり、その思いが結果として実を結んだものと、感慨深いものを感じてるところでございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

確かにご苦労された。このような物件はあとどこもないというようなことの中で、いろいろご苦労されて取得が可能になったわけでありませうけれども、地質調査については、それほどの苦労はなかったんですか。

○副町長 河瀬広幸君

議員からもご質問をいただきました地質調査につきましては、基本的に1回、2回の調査をやりまして、若干不足の部分がありましたので、それからきちんと業者に土壌を開削しまして、私どもに渡った時点ではきちんと整備をされておりますので、ご報告したいと思います。

○7番 伊藤俊一君

一番そういった地質の問題は、隣に子供がおりますし、大変危惧されるところでありますけれども、そういった報告を聞きますと安心をいたすところでございます。

2つ目でございますけれども、25年の9月議会全員協議会で報告をされました整備計画、A B C Dの4ブロックに分けられた中のA B Cの3ブロックを、主に保育及び子育て支援などに活用、Dブロックを当分の間公共用地として、町内会の防災訓練、一時避難所などに活用する計画にしたいという報告がされましたけれども、その後の変化はございませんでしょうか、お尋ねをいたします。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、9月議会におきましては取得後の活用計画、この計画につきましては先ほど申しましたように、A B C Dの4ブロックに分けてその時点での活用計画を示しました。現段階であります。まず、取得させていただいた土地は蟹江保育所の南側に隣接する約3,300平米、坪数にして1,017坪でございます。この9月議会現段階では4ブロックのブロック割りですが、保育所に隣接するA B Cの3つのブロック、これは南にすぐ隣接しております。合わせて約1,000平米、300坪でございます。

この300坪につきましては、蟹江保育所の施設の拡充に使いたいと考えています。その内

容は、まずは園庭の拡張、それから保育所への送り迎えが大変不便してみえますので、その利便性を高めるための駐車場の整備をいたしたいと思っています。また、将来的には子育て支援センター及び教材庫の施設充実の用地としても計画をしているところであります。

残っている敷地の約7割、これは南側の部分になりますが、約2,300平米、700坪ほどございます。このDブロックにつきましては、当分の間平地として利用していきたいと考えています。まず、来年度は外構工事として周囲のフェンスの設置、それから近接に住宅がございまして、その対策を中心として整備を行いまして、地元町内会の防災訓練や災害時の一時避難場所などで、当分の間活用していただきたいと考えています。今後の土地利用を見据えながら、できるだけ費用を抑えた整備をまず第一は考えています。

なお、このDブロック、これは今後とも議員の皆様、そして地元の皆様と相談をさせていただきまして、有効な活用方法を見出していきたいと、そんなふうに考えています。現在、平成26年度の予算編成をしておりますので、このことを踏まえまして、来年の3月には当初予算にある程度の整備計画をお示しする考えでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っています。

○7番 伊藤俊一君

本町地域においては、大雨など降った場合に一旦水の行き場がなくて、よくあふれて大変な思いをされているというようなこともありますけれども、そういったことの遊水地に、以前そんなような遊水地に地下を何とかしたいというような話があったような気がしますけれども、そんなようなことのお考えはあるんでしょうかね。

○副町長 河瀬広幸君

あの地区は大変に昔から浸水の見られる地区であります。それで、当初遊水地の考えも平成10年当時にはあったかもわかりませんが、今現在におきましては、新本町線のボックスも改良されまして、今、本町舟入の排水機場、これは本町の東の地区が全て排水がそこへ流れまして、蟹江川へ排水をするわけですが、その本町舟入排水機場のポンプの増強も考えております。

遊水地となりますと、かなり多くの面積が要りますし相当な工事費もかかりますので、現在の排水計画でいけば、本町舟入排水機場の整備が完了すれば十分対応できると、このように考えているところでございます。よろしくお願ひします。

○7番 伊藤俊一君

そのような対応ができるということであれば、ほかにそういった費用対効果を考えていろいろと対策を考えていただけるということだと思います。

やはりせっかくあれだけの規模の土地が確保できたということでございますので、ぜひいろいろな地域のお考えを吸収していただきながら、また議会にもいろいろ報告をいただいて、十分な議論の末、いいものをおつくりいただけるとありがたいなと思っております。

もう五、六分で昼になりますけれども、最後に町長にお尋ねをいたします。

こういった本当に念願がかなったことにつきまして、町長の思いを語っていただけるとありがたいと。また、今後の有効利用について何か特別なお考えがあれば、含めてお尋ねをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

この公共用地が取得ができたというのは、私の念願というより、むしろ本当に地方議会二元代表制の皆様方のお力添えのたまものだというふうに思っております。この場をかりまして、大変感謝を申し上げたいと思います。

本来、大変不幸なことでありますけれども、佐藤化学さん、老舗の工場が自己破産をされてしまったということは、本当に我々としても痛手であります。その跡地が民間の方の手にわたり、当然我々も皆様方ご存じのように債権者になっておる関係上、非常にじくじした思いでおったのも事実であります。

そんな中で、後ろからどんと本町地域の議員さん並びにほかの地域の議員さんも含めてありますが、一般質問並びに力を押しさせていただきました。また、町内会の皆様方、町民の皆さんにもしっかりと背中を押しいただき、このような結果になれたということは、本当にうれしく思っておるわけであります。

今後の使用につきましては、先ほど来副町長が申し上げましたとおり、やれるところから順にやってもらいたい。大変遅ればせながら、蟹江町が取得をしましたよというお知らせを看板でもって今お知らせをさせていただきました。もっと早くすべきでありましたが、ちょっと遅れまして申しわけございません。

ただ、問題は整備をする前に周囲の皆様方、土どめとかいろいろな不具合がこれから生じるといけませんので、今現在の状況をしっかり保ちつつ、今後の開発を議員の皆さんと一緒にやってまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げ、答弁とかえさせていただきます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございました。

本当に議会が一体となって、このような形ができた。たまたま現議長が地元であるということも大きく働いたのではないかなと、そんな思いがしております。私自身もこの議会の1人として本当によかったなど、そんな思いで、本当に皆さん方に感謝を申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、伊藤俊一君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩をします。午後1時から再開をいたします。

(午前 11時57分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 高阪康彦君

伊藤俊一君の2問目「JR北の改札及び橋上駅と自由通路について」を許可いたします。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、2問目の「JR北の改札及び橋上駅と自由通路について」と題しまして、質問をさせていただきます。

私は、幾度となく東郊線踏切の拡幅、新ヨシヅヤ駅前店東側の信号の設置について、また柳瀬の信号機南側の土地の確保をし、交差点の緩和を図るためのよい対策をとる質問をいたしてまいりましたが、柳瀬の信号の拡幅については何の対策もないままに、東南角地にコンビニができております。

西南角地のみが可としてあるだけで、対策の立てようのない状況であるが、今までの町長の答弁では、何かよい対策を考えたいとのことであったが、現在の状況のままである。この状況であると、東郊線の拡幅をするためには、都市計画に基づく対応をする以外方法はなく、今後どのような考えで東郊線の拡幅、そして東郊線の踏切の拡幅と、JR蟹江駅の橋上駅もしくは自由通路等々関連ある質問をこれからさせていただきます。

まず最初に、JR北の開発を。

JRとの話し合いをせずに開発をしたのは何か理由があったのか、まずお尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、JR蟹江駅の北側地域は、組合施行によります土地区画整理事業が実施されておりました。徐々にではございますが、新しい町並みへと変わりつつあります。この地域の開発の動きは、平成3年度のJR蟹江駅周辺開発研究会の発足から検討が始まったものと理解をしております。

その後の研究会の開催や調査検討を重ねた結果、JR蟹江駅周辺地域は、土地区画整理事業の手法を取り入れた基盤整備事業を行っていく地域として位置づけられ、平成9年度には今の土地区画整理組合の前身となります蟹江今駅北準備委員会が組織されました。この時点で、町としましても将来的な駅周辺の整備には、JR蟹江駅への北側からのアクセスは必須であると捉えておりましたので、翌平成10年4月に当時の担当がJRに対して、駅北口改札の設置や橋上駅、自由通路の整備についての要望をいたしております。

その後、議会でもご報告させていただいておりますように、駅北口改札の設置などにつきましては、JRと何度も協議を重ねてまいりました。その結果としまして、現在進めております橋上駅舎整備に向けての調査を実施するに至ったものでございまして、決してJRとの話し合いのないままに計画し、事業を進めてきたわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

今次長が説明をされた後のほうは、そのとおりだと思うんだけど、以前に質問をした際には、JRとの話はしたともせんとも、はっきりしたことはない。そういった中で開発を進めたという答弁があったんだけど、その辺はどうなんですか。ちょっと確認します。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

今もお答えをいたしましたとおりに、私どもの記憶、それとあと当時の経緯等々を確認しますと、やはり平成10年度当時から具体的なJRの協議を進めてまいりました。ただ、当初は、今もご説明をいたしましたとおりに、新たな北口改札の設置と今ございます臨時改札口の時間延長等々の協議から入っておりますので、最近になりましてようやく橋上駅舎化に向けた動きということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そんな当時のことをとやかく今申し上げても、らちが明かんわけでありませぬけれども、ともかくにも今の状況はある程度前進しつつあるというような中で、ちょっと前へ進んだ質問をしてみたい、そんなふうに思います。

2つ目に、以前にも質問をいたしましたけれども、また再確認というようなことでございます。平成17年10月15日に、藤丸地区で説明会がございました。事業計画に当たっては、将来的にはJR蟹江駅の橋上駅もしくは自由通路も視野に入れてあると。これが平成17年10月15日、今から8年以上前に藤丸地区での説明会で説明がされたということでもありますけれども、この辺の考え方は、組合の考えで説明をこのようなことをされたのか、もしくは町の考えが優先してされたのか、その辺を含めてちょっとご答弁をいただきたい。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

ご質問の説明会は、土地区画整理事業の進捗状況や、当時はまだ決まっておられませんでしたけれども、商業施設、現ヨシヅヤJR蟹江駅前店でございますが、の誘致について藤丸団地町内会から組合に対して説明を求めます依頼がございました。それで開催されたものでございます。

この説明会の質疑応答の中で、JR蟹江駅の整備についてご質問があり、それに対して町としての考え方をお示ししたものでございます。その後JRと協議を進めまして、現在で

はJR蟹江駅の橋上駅舎化に向けた具体的な可能性を確認するために、平成24年度に現況測量や地質調査などの基本調査を行い、平成25年度には6月議会で債務負担議決をいただきましたが、今年度と来年度にかけまして、自由通路の概略設計や全体的な概算工事費の算出などの概略設計業務を実施しております。来年度のことになってしまいますが、この業務の成果がまとめ次第、議会のほうにもご報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

8年前にこういった説明会、今の話だと町が主導した形で、橋上駅だとか自由通路についての話があったと。今、具体的に予算をつけたりいろいろな対策を立てて事が進んでおるわけでありましてけれども、8年前にもそういった考え方があったということは、議会では全く報告もなかったと思います。

そういったことの中で、水面下でとにかくJR北の開発を、何としてでも成功裏に開発を進めなきゃならないというようなことがあって、そんな当時から北の改札がだめになれば、町長の言う断念せざるを得ないと。悔しい思いで言ってみえたにもかかわらず、それ以前にもう既に橋上駅や自由通路のことをお考えになっていた。ちょっとその辺が整合性がどうかと思うわけでありましてけれども、その辺ちょっと納得のいくように説明できます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

この件に関しましては、実は平成24年、昨年9月議会で議員から提出されました資料、当時の蟹江今北地区事業説明会の概要でもって、議員の皆様にも配付をさせていただきました。そんな中に、今回問題となっております橋上駅も視野に入れたというような概要書の中に明記もされております。

当時の会議録を、これは町が作成した会議録、議員が皆さんに配付された資料は、実は町内会のほうでまとめられた要旨でもってつくられたものを配付されました。町は町なりに、その当時の会議録を確認しましたところ、確かに橋上駅自由通路のことは触れてはおりますが、具体的な云々ということは申ししていなかったと記録に残っております。

先ほども申しましたように、その当時、この平成17年当時でございますけれども、やはり北口改札の設置と臨時改札口の時間延長ですね、始発から終電までのということでJRにずっと要望してきたということを、説明会のほうでも説明させていただいておるという状況でございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

いろいろ以前のことと今すり合わせてみると、いろいろつじつまの合わんこともありますけれども、いろいろな形で努力をされて、今になってめどが少しずつ立ってきたということについては、喜んでおるところではございます。

次に、3点目になりますが、東郊線の踏切の拡幅についての質問をいたしますけれども、平成25年7月18日、J R東海鉄道事業本部と協議、蟹江川左岸踏切、いわゆるカリヨンの里の西側の閉鎖により、東郊線踏切の拡幅を可とする確認ができたとの報告があったが、その後の対策はどのようにしておいでになっているのかお尋ねをいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

踏切の閉鎖により、東郊線踏切の拡幅を可とする確認ができたとの報告に対し、その後の対策はについてご答弁を申し上げます。

さきの9月議会におきまして、東郊線の拡幅につきましては、町内の既存の平面踏切を閉鎖することが大前提でありまして、閉鎖せずしての拡幅交渉は合意に至らないということでご説明を申し上げます。

町としましても、東郊線踏切の拡幅が実現できますよう踏切閉鎖を進めてまいりたいと考えておりますが、関係住民の皆様方にご理解いただけるよう努力してまいりますし、また議員各位におかれましてもお力添えを頂戴したいと存じます。

また、このことと並行いたしまして、拡幅する踏切の立地条件を精査するために、9月議会で概略設計の委託業務の補正予算をお認めいただきまして、本年10月17日にJ R東海コンサルタンツ株式会社と283万5,000円の契約を締結しておりまして、年度末には成果品の納入に向けた業務を進めております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

9月議会で補正予算を議決をいたしておりますけれども、私も不覚であったなと思うのは、須成地域に大きな影響のある蟹江川の左岸堤の踏切を閉鎖すると、こういったことについてJ Rと折衝をした結果、それだったら可としようと言ってJ Rが言ったと。それで、予算をつけていざ出発進行だと。出発はしたけれども、この須成の我々議員も詳しくそういった話を聞いていない。当然須成の区長は知っておるだろうと思って、きのう実は区長に連絡をとって確認をとった。そういった話が町からあったかどうか。いや、全くその話は聞いていませんと。実はきょう、議会でこの件で質問をすると。須成区長が知らない。当然須成の区民は知らないわけでありまして、このことはどうなんだ。

予算はつけて、東郊線の踏切の拡幅はもしできたとして、J Rはいいと言っても、閉鎖がなかなかできん。須成区民が納得をしないというようなことは当然想像をした中で、こういった交渉事は進めなきゃならん、そういうことを思うわけであります。

以前から、水野部長はその辺のことは危惧はされておりながら、私もその辺のことは時々質問してきたつもりですけれども、地元対策が全くされぬままに、こういった形になっておる。何とか須成区民が納得をしていただいて、J Rの東郊線の踏切が拡幅できれば結構であります、その辺の見通しがどのくらいおありなのか、お尋ねをいたします。

○産業建設部長 水野久夫君

議員の言われるとおりでございまして、東郊線の踏切の拡幅につきましては、前にも申し上げておりますように、現地の踏切の立地条件の検討をすること、それから最近JRと話し合いを持っております平面踏切を塞ぐという話。これらのいずれも欠如しても実現せん話でございまして、両方を同時に進めていかなければなりません。

先ほど課長申しましたように、補正予算でもって、今年度踏切の今の立地条件等を検討する事業を行っております。こちらにつきましては、客観的な判断で、本当に踏切を拡幅することが現地の条件の中でできるかどうかというような判断をすることができます。

もう一つ、平面踏切を塞ぐということに対しては、それを利用してみえる方々の主観的な内容を含めてご同意をいただかなければなりません。ただ、地元同意だけを先に仮にとったにしても、現地のほうの構造の改良ができないという状況になりますと、元も子もございませんので、まずは客観的に判断のできる現地の立地条件を精査するべく、この前お認めいただいた補正予算の中でそういった業務を今進めております。

これらのものが今年度の年度末にはでき上がってきますので、現地でできるかどうかという判断がある程度めどを立てることができます。私どもも、何とかその中でできるという方向にしなければなりません。それがめどが立ったとあわせて、地元のほうにも閉鎖に向けてご同意がいただけるような働きをさせていただきたいと思っておりますので、次年度になればそういった地元への具体的なご相談申し上げて、ご同意がいただけるような段取りをとってまいりたいと考えております。

○7番 伊藤俊一君

部長、以前も同じような答弁をされております。これ、オーケーだと。いろいろ調べた結果拡幅できるよということになって、地元、いや実はこうだと。何とか納得してもらえんかどうかという手順が正しいのかどうか。これはいろいろ言われるけれども、確かに部長の言われるような形できちっと形ができてから地元の皆さんにお願いしたいというようなことも1つかもわからん。

しかし、それは地元の人にしてみれば、何を言っとると。我々にちっとも話もせず、ほかにまだ踏切があるだろう。ほかの踏切どうなっておる。初めは八島の踏切から始まっとる話。だから、その辺の手順を間違うといかんよと。このことは部長、まだ病氣上がりでこれ以上あんまり責めたくないんで、町長、これは大事なこと。須成に対してどう思ってみえるの。

○町長 横江淳一君

ご答弁申し上げます。この件につきましては、私もこの議会でお話をさせていただいたことがございます。ただ、やっとJR東海コンサルタンツに今お願いをし、鉄道事業者というのは大変かたくなであるということは、私もお話をしたとおりであります。断念せざる

を得ないという言葉を使ったのも、特殊事情であるということをご理解いただきたいという旨、使わせていただきました。

今回、この東郊線の踏切につきましては町長就任以来の、その前からのずっとの課題であるというのも十分認識しております。東郊線の町道を県道に格上げの話もそれに並行して、今、熱心に我々と県との話し合いを今続けている最中であります。そんな中で、まず一番最初に踏切が拡幅できるかどうかということが、可能かどうかという、それをしっかり見きわめてからでないと、八島踏切であろうと蟹江川の左岸堤踏切であろうと、閉鎖をする。お互いにウイン・ウインでなければ僕はいけないということで、担当にはまずしっかりとできる状況をつくり、拡幅ができるという判断になったときに、どちらかの踏切、これがどちらになるかまだわかりません。今一番近いのは左岸堤であるのではないのかなと思って、今そういう話をしたんですけれども。

今議員言われるように、もしもその話が、いや、左岸堤はだめだと。一切だめですよということになれば、今度は八島踏切になる。でも、八島踏切もだめだということになると、例えば可能なのに、じゃ、これはもう町側がそれに乗ってくれなかったんですねという話にもなってしまいます。大変微妙な話だと思っています。

ですから、お互いにウイン・ウインという、お互いに負けてはいけない、お互いに利益を得なきゃいけないということを考えたときに、必ずや説明はさせていただきます。決して須成地区の皆様方、そして今地区、平安地区の皆様方に不便をかけるものではございません。何とぞ時間と、もうしばらくの考え方の猶予をいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

それは一番大変なことでありますけれども、なぜ須成地域、平安地域、それぞれの関係のところに、実はこういうことで今JRと折衝していますと。そんなときにはぜひご協力をいただきたいということがあって、事がスムーズにいくと思うんです。いや実は、こういう形で拡幅ができることになりました。左岸堤を閉めさせていただきます。八島の踏切を埋めさせていただきますということと、全く違う。

だから、その辺は今申し上げたいのは、慎重に丁寧に、筋道を通して大事な案件でありますから、ぜひそのような形で、今からでも遅くはありませんので、話をしていただきたいなど。なるかならんかは、それはこれからの問題だと思いますけれども、ぜひそういった形で事前に話をしながら、事に当たっていただきたい。

次に、今、私が言おうと思った4番目、5番目の問題は、もう今の質問の中で大概が終わってしまいましたけれども、物理的に検討をしなければならんJRの踏切の件については、一番難しいところというのはどんなところがあるのでしょうか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、拡幅に向けた物理的条件の検討内容についてご答弁申し上げます。

検討を実施したと言いましても、詳細にわたって既に検討済みということではございません。さきの9月議会で部長が答弁しましたとおり、西側にポイントが近接していること、東側は福田川からの下りの勾配とカーブ区間にかかっていること。踏切と道路の交差条件等々、この踏切が備えている条件で検討しなければならない物理条件はいろいろ考えられます。

また、利用者の利便性のみを取り入れた拡幅の方法も1つですし、しかし実際の対応となりますと、これら全てをクリアすることは不可能に近いと思われまますので、今現在進めております業務の中でそれらを検討し、少しでもよい方法を見出し、その成果をもって今後のJRの交渉に臨み、踏切拡幅の実現に近づけたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

とにかく努力をしていただきながら、地元、その関係地域にもう少し気遣いをしながら、事に当たっていただくよう要望をしておきます。

そんなことがスムーズに事がなされてまいりますと、まず、東郊線の踏切の拡幅はめどが立ったというふうに思いたいわけでありませうけれども、その辺のことについてはいかがでございますか。

○産業建設部長 水野久夫君

踏切拡幅の実現のめどが立ったのかというお尋ねでございます。東郊線踏切の拡幅の要望が一番最初に出されましたのが、平成7年であります。それ以降JRといろいろ交渉を持ってまいりましたが、いつもJRとの交渉の論点となってまいりましたが、現踏切の拡幅に至るいきさつであります。東郊線、街路名でいきますと七宝・蟹江線でございますが、これは都市計画決定をされております路線でございます。今の開いております平面踏切は、その都市計画の中で決定された高架事業の暫定的な踏切であるという位置づけで開かれたものであります。

JRとの話し合いの中ではいつも高架事業が早く着工して早く完成すれば、危険な踏切であるというこういった問題もすぐに解決できるのではないかというのが、交渉のたびに言われてまいりました。しかし、高架事業の早期実現ということは現実的には非常に難しく、この話になりますとJRとの交渉もほとんど前進しないまま、長い年月を要してきた経過がございます。

そんな中で3年ほど前ですけれども、既存の平面踏切のいずれかの廃止とあわせて踏切の拡幅を検討していく考え方が、交渉の中で生まれてまいりました。9月議会で報告したとおりでございます。本年7月の交渉におきましては、既存踏切の廃止とあわせて考えると

いうことで、J Rとの確認もとれております。

このことだけを捉えますと、確かに踏切幅のめどが立ったと言えますが、本日いろいろご答弁の中でも申し上げましたように、既存の踏切の廃止に関しましては、利用者の方々のご理解が必要になること。それから、もう一つは現地の幅幅において立地条件などをクリアしなければならないという問題がございます。ここに来て、やっとJ Rと同じテーブルに着いて、同じ方向を向いて協議を進めることができる状況になりました。今後の協議におきましては、それらをさらに前進させながらやっていかなければならないという責務を重く感じております。

ただ、懸案事項が今言いましたようにもまだまだ多く、この先1回、2回といった協議の中では、正しい方向性が定まるという簡単なものではございません。今後はさらに積極的な協議を実施をいたしまして、同時に平面踏切の除去に対しましても、地元の住民の皆さんにご理解いただけるような説明の場を持たせていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、まだ期間を要するものと考えられますが、議員におかれましても今後またお力添えをいただきますようお願いを申し上げますとところでございます。

○7番 伊藤俊一君

部長、地元の説明会、これは今のプロセスも含めてご説明していただかないと、なかなか時間がかかり過ぎるような問題になってくるような気がいたしますので、できるだけ早い時期にこんな話を地元にもしていただきたいなと思います。

最後になりますけれども、J Rの北側に信号、東郊線ですね、設置すべきところがあると思いますけれども、どの部分と考えておいでになるのか。また、いつごろ設置をされる予定であるのかをお答えをいただきたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

質問のありました信号機設置についてお答えをいたします。

現在、平成25年2月13日に蟹江警察署の所長宛てに要望書を提出し、ヨシヅヤJ R蟹江駅前店の北東角にある交差点へ、信号機及び横断歩道の設置を要望してございます。また、信号機の設定の決定につきましては公安委員会のほうが行っており、設置についての可否、設置時期等は現在のところはまだ回答はございませんが、横断歩道につきましては、平成26年3月には交差点の東及び南へ設置されるとお話を聞いております。

信号機設置については、交差点の状況などを考慮し検討されると聞いておりますので、今後も蟹江警察署と設置についての協議を続けていきたいと考えております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

今の段階では、信号をそう慌ててつけないかんような状況にないなとは思っておりますが、これからどんどん家も建っておりますので、お子さんが通学されるとかいろいろなことも

ございますので、できるだけ早い時期に信号機の設置をしていただくようお願いがしたいと思います。

また、町道今藤丸西線と町道今駅北中央線の交差する部分であります。また本当にいろいろ事故があると聞いておりますが、あの辺何かいい、信号はなかなか難しいような話も聞いておりますけれども、何かいい対策はないかと思っておりますが、いかがでございましょうかね。

○安心安全課長 岡村智彦君

ただいまご質問ありました藤丸西線また駅北中央線、交差点のところでございますが、現段階では横断歩道とか停止線とかということがございます。実際には、信号等に関してはさまざまな問題がございまして、距離的な問題などありますので、非常に難しいところがございます。

今のところは注意看板、またカラー舗装だとか、そのようなことにおいて注意のほうを促していきたいというようなことも考えてございます。また、小学校、保育園などまた通るところの通学路に関しましては、道路に張るマットシールというようなものがございまして、そちらのほうにつきましては小学校のほうにもお配りをしてございますので、またPTAとともに学校ともども連携をして、そういうようなことも行っていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

あの辺は、本当に危険がいっぱいというところありますので、いろいろと課長自身もあの現地へ時々行っていただいて、よい対策をまた、岡村対策というようなことでもできるといいなど、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長 高阪康彦君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

質問4番 佐藤茂君の「若者の結婚について」を許可いたします。

佐藤茂君、質問席へお着きください。

○5番 佐藤 茂君

5番 清新 佐藤茂でございます。

きょうは、若者たちの結婚について質問させていただきます。

まず、なぜ私がこのような質問をすることに至ったのかを説明させていただきます。

2年ほど前になりますが、ある方から青年団ができないかという提案がありました。その声に応じて、どのような方法がよいかと考え、まず初めにいろいろな行事をしながら若者

たちで仲間づくりをしようというような趣旨のチラシを、回覧板で回してもらうことにしました。

そして、新蟹江の連区長さんをお願いをし、新蟹江地区全戸に回覧板を回していただいたわけですが、しかし、残念なことに反響は少なく、集まったのは私の子供も入れてわずか5人という、そんなような結果でありました。

そこで、次の手段として知人のところを個別に回り、呼びかけを試みました。現代社会というのは、若者たちの数自体が少ないのは当然わかっておりましたが、それよりも結婚をしていない30を超えた男女の方々が大変多いということがわかりました。回っているうちに、親の方々、特にお母さん方から誰かいい相手がいないだろうかと、このような相談ばかりでございます。私にも年ごろの子供がいるわけですので、十分その気持ちはわかるわけであります。

そして、いろいろな方に相談しているうちに、合コンということをやったらどうだという話がありまして、今現在でありますけど、時々数名ずつの男女を集めて小さな会を催すようになりました。が、なかなか、一応やっても進展がなさそうでありますので、あれですが、それよりも、最近商工会青年部が町おこしとうたって婚活をやられたようですが、その結果はいかがでしたでしょうか。個人的には大変よいイベントだと思います。大規模に行うことは効果的かもしれません。

そして、私なりにいろいろ調べてみましたが、他市町でもかなりのところで結婚相談所があるようで、田原市ではテレビでも放送されたようであります。私はちょっと見ておりませんでしたけれども、そしてこの海部地区では津島市にあるようであります。

そして、ちょっとある本を読んでおりましたら、高齢化の推移と将来推計というものが出ておりました。ことし2013年は高齢化率が25.1%、先ほどもちょっと出ておりましたが、4人に1人が老人であると。そして2040年には36.1%、そして2060年には39.9%、まさに半分の人が老人ということになってしまうわけであります。50年後といいますと私は生きてはいないと思いますけれども、社会を成り立たせるのは大変なことだろうと、これは想像するわけであります。

2年前、2011年3月11日に東北大震災が起き、また原発災害が起き、そしてさきに申しましたように高齢化をどのようにするのか、目に見えることは何とかしなければならないと、国もまた市町村も頑張っておりますが、若い人たちの結婚ということはどうも見逃されているように思うわけであります。

高齢化社会がどんどん進んでいけば、未来はないのではないかと。会社に例えて言いますと、随時若い人たちを補充していかないと、会社の従業員がお年寄りばかりでは、間違いなくその会社は潰れてしまうかと、このように思うわけですが、大きなことを言うようではあります、国も町も同じではないでしょうか。

若い人たちの結婚は、本当に重要なことであると。前述の田原市、津島市のように蟹江町でも結婚相談所というものができないでしょうかと思うわけであります。今現在、富吉南地区を市街地に進めようと、先般第1回目の勉強会があり、これからも随時進めていかれると。これはまさに蟹江町の発展、そして活性化のためにやろうとしていると思います。

しかし、彼ら若い人たちが結婚をし、そして子供をつくり、子孫を繁栄させていくのも、これもまた蟹江町の活性化につながろうかと思えます。もしこのまま多くの若者たちが結婚をしないと、我々の地区は老人と中年の人たちだけになってしまいます。そして、後には大きな家に1人で住むことになるだろうと。もうそのようなところはあちこちにあるように、私は思っております。これでは活性化どころか、本当にしぼんでしまいます。

若い独身の女性の方と話をさせていただきますと、間違いなく結婚はしたいと、このように言っております。ただ出会いがないそうです。これだけフリーな世の中になっているので、そんなことはないだろうと私は勝手に思っておりましたが、どうもそうではなさそうです。今の時代、皆仕事に追われて家と会社の往復だけだそうです。たまには遊びに行くこともあるわけですが、なかなか出会いのチャンスはないそうです。

また、私が婚活のことをどうですかと誘いにいきますと、20代の子はいい返事が返ってきますが、30歳を超えた人たちは、ほとんどの方に断られました。これは女性もですが、男性でもあります。しかし、私が思うに、断る裏には助けてくれと言っているように思えてなりません。皆真面目な人たちばかりで、真面目がよいか悪いかは別として、結婚できないような人たちではないわけであります。ある方が、結婚までは親の責任だとおっしゃられました。今は親が子供に気を使う時代であります。そんな時代でありますので、なかなか思うようにいかないわけであります。

しかし、恐らく少しおせっかいをしてあげれば、話もまとまるような気がいたします。なかなか目には見えてきませんが、彼らは本当に静かに、なるべく目立たないようにしております。そんな彼らを、また彼女たちを表に導き、よい縁を持っていただければと考えております。そこで、町が主体となった結婚相談所のような仕組みを考えてみてはいかがでしょうか、どうぞよろしくお願いいたします。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

それでは、この蟹江町に結婚相談所はできないかという質問については、政策のほうで答えさせていただきます。実際に行っていくところはまた違うところで検討することになるかとは思いますが、この質問に対しては私のほうから答えさせていただきたいと思えます。

蟹江町に結婚相談所ができないかという質問でございますけれども、最初に質問の中にもありましたように、11月17日に行われました商工会主催のイベントについて、若干ご報告申し上げます。

このイベントについては、商工会の青年部が主催したイベントということで、正式名はか

にコンということで行われております。蟹江町版のいわゆるまちコンということで実施されました。町の話題づくりや商店街、それから飲食店の活性化を目的としたイベントということでございます。まちコンというのは、いわゆる規模の大きなコンペといいますか、そういうことで理解していただければいいと思いますが、商工会さんが言われるには、今回行ったかにコンというのは、正式には婚活のイベントではないという、そういうようなことを言っておみえになりました。ただ、内容からするとそういう面は含んでいるかなという感じは、個人的には思わなくてもいいですが、商工会さんは、基本的にはちょっと違うんだよということをおみえになります。

今回行われたまちコンについては、近鉄の蟹江駅、それからJRの蟹江駅の周辺の9軒のお店に協力していただいたということで、20歳から40歳までの未婚者を対象に、男性51組102名、それぞれ募集したということじゃなくて、どうもペアで、男性はとりあえず1組2名ということで募集をしたようでございます。女性も51組102名ということで、計204名の方がこのイベントに参加をされたということで、これだけの多くの方でしたので、当日は非常に大盛況のうちに終了したという、そんなふうに聞きました。

本題の蟹江町に結婚相談所ができないかということでございますが、まずは近隣市町の公的な結婚相談所について調べさせていただきました。近隣で見ますと、質問の中にごさいましたように、津島市にございます。津島市のほかには、実は愛西市もこの結婚相談所というものがありません。

津島市の場合は、結婚相談については社会福祉協議会、そちらのほうで相談事業の一環として行っているということでございました。内容は専門の相談員を置かれて、毎月2回行っていると、そんなようなことを聞きました。愛西市の場合も同じでございまして、やはり社会福祉協議会のほうが同じような形で、相談事業という格好で行って見えるということでございます。

蟹江町で、じゃ、結婚相談所をつくるということになると、周りの市町村のことからすれば、恐らく町の社会福祉協議会でということになるかとは思いますが、そうなったときには、実際には蟹江町がつくれるかどうかというのはわかりませんが、ほかの市町村の状況や実施の状況を見た上で、社会福祉協議会の管轄している例えば民生部のほうで、結婚相談所についてできるかどうか検討させていただけたらと、そんなふうに思います。ただ、公的な結婚相談所も1つですけれども、民間の結婚相談所というのも結構あるものですから、この分野については民間での利用というのも、ひとつあるのかなというふうには思わないでもございませぬ。

私、今回思ったのは、青年部が行われたまちコン、正式には婚活イベントではないということでもありますけれども、応募された方、そういう方はやはり出会いを求めて参加されているということのようでございます。そういうことからすると、年齢も結構上の方もお見

えになったということを知りましたし、そういうことからするとやはり真剣に考えてみえるんだなという、そういう方もおみえになるかなという気がしますし、今後もそういうことは実際続けていただけるといいのかなと、そんなふうに個人的には思いました。

答弁になっているかどうかわかりませんが、以上お答え申し上げます。

○5番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

まちコンということであれでしたけど、先ほどの答弁で、これは婚活ではないというようなことを言われていましたですけども、うちの子供も商工会の青年部に入っておりますので、ちょっと話も聞かせていただいておりますけども、それでも20代から40代、中には結婚されている人もいたというような話も聞いておりますけど、それはそれであれですけども。

とりあえず、答弁の中で、近隣では津島市と、愛西市にもあると。ちょっと私あれでしたけども、愛西市も相談所があるということでもありますけども、津島市には私もちょっと聞きに行ってきましたけども、もしあれでしたら、津島市、愛西市、大体どういうふうに行っているのか、詳細等を聞かせていただければありがたいと思いますが。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

資料をちょっと集めましたところ、津島市の場合は、年間の登録者数というのが男性の方が83名、それから女性の方が41名おみえになるという話です。ですから、124名の方がこの相談所に一応登録されてみえる。

実際の相談ですとか閲覧件数って、どういうふうに関覧されるかちょっとわかりませんが、その件数自体は年間150件ありますと。結婚相談所で、例えばお見合いみたいなそういう格好を設定したのが年間15件あったという、そういうことで。じゃ、最終的に結婚された方ということになると、1件あったという、そういうようなこととございます。

愛西市のほうの資料を見てみますと、登録者数が男性79名、女性が35名、計114名の方が登録されていると。相談それから閲覧件数というのが年間、こちらは実はたくさん見えて、年間1,305件の方が何かしらの多分相談所のほうに行ってみえる、聞いてみえるという、そういうことであろうかと思えます。

お見合いの件数も津島市と比べるとやはり多くて、年間43件やってみえます。結果、一緒になられた方というのはやはり少なくて1組だったという、そういう結果のようでございますけども、そんなことで津島市と愛西市さんは、それぞれ社会福祉協議会のほうでこういうことをやってみえるということとございます。

○5番 佐藤 茂君

ありがとうございました。

私も津島市にはちょっと、愛西市は先ほども言いましたけど行きませんが、津島市に行った

ときに、年間1組だと。そして今言われましたけど、年間150件ぐらいでしたか、あれでしたけど、電話等も入れると1,000件ぐらいあるらしいですわ。話聞いてあれですけどが、それでも年間1組と今言われましたけどが。愛西市でもやっぱり年間1組かというあれかなと思うわけでありまして。愛知県内の市町の結婚相談所というのはどうなっていますでしょうか、ある程度あれですかね。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

県下の市町村も調べさせていただいたんですが、県下ではそれほどたくさんの市町村がやってみえるかという、やっぱりそうではなくて、豊田市、それから西尾市、犬山、それから先ほど言われました田原、それから知立市、その辺のところは要は公のほうでやってみえるという、そういうことでございます。

実際にやっているのは、やはり社会福祉協議会さんのほうが、そういうところは多いような感じです。それから、意外だったのは、実は名古屋市にも社会福祉協議会で結婚相談をやっていたという、そういうのがあったんですけど、どうも平成22年にそれはやめにしましたよと。その内容はというと、登録者数ですとか実際にカップルになった、一緒になったという方が、先ほどの津島市や愛西市じゃないですけど、少ないそうなんです。ですから、そういう結果を求めるとなるとなかなかそういうのがないということで、名古屋市のほうはどうもおやめになられたという、そんなようなことでした。

○5番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

名古屋市は、私が聞きに行ったときには何かあるような気がしたんですけども、今はないというような今あれでしたが、私も少し調べてみましたが、津島市とかそういう他のところは、ほとんどが社会福祉協議会がやっているということであるようでありますけれども、また農協でもやってみえるということでもあります。そして、その内容としてお見合いの実施、またミニパーティーの実施、イベントの実施、そしてまた企業等の協力等も得まして、いろいろなことをやっているようであります。

また話は戻りますが、私聞きに行ったときに津島市では商工会さんでもやってみえるそうであります。そして、長島温泉とかそういうところへ出かけていって、婚活のようなことをやっておるようであります。そういうようなことを蟹江町でも本当にあちこちで、商工会と言わずあちこちでやっていただけたらうれしいかなとは思いますが、そこで先ほどかにコンという話が出ましたが、もう少しかにコン、どんな状況でどうなったかということをお聞きしたいと思います。

これは多分、昨年度3月のときに高阪議長が合同のお見合いはできないかというような質問をされて、その一環として、今回商工会さんがかにコンをやられたのかなという気がいたしておるわけでありまして、かにコンについてももう少し詳細がわかればと思っております。

が、よろしく願いいたします。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

かにコンの内容は、実は町長がちょうど出られたということを知りましたので、また町長からもちよつと言っていただければいと思いますけど、商工会から資料をいただきましたので、それに基づいてちよつと説明しますと、年齢、先ほどちよつと言いましたが、女性でこれを見ますと、26歳から30歳までの方が28名来てみえるんですね。31歳から35歳までの方が、これも同じく28名ぐらい。36歳から40歳までの方が13名の方が参加されてみえます。ですから、結構上の方が参加されているんだなということがあって、ちよつと意外でした。

男性でも、26歳から30歳までの方が26名、それから31歳から35歳までの方が32名、36歳から40歳までの方が27名参加されてみえるんです。それぞれ104名ずつの参加でしたので、その年齢構成からすると結構高い方たちも多く参加されているんだなということがわかって、本当にそういう意味では意外でした。若い方だけのあれかなと思ったら、やはりそうじゃなくて、結構上の方もお見えになったと。

先ほど一番当初に、商工会の青年部が行ったかにコンについては婚活イベントではないんだよということを言いましたけども、やはりそうは言っても、言いましたように、参加者の年齢を見てみますと、結構皆さん出会いを求めて参加してみえるんだなという、そういうことがわかりましたし、参加者のうち男性は蟹江町内、それから町外の方半々ぐらいの割合でした。女性の参加はといいますと、ここにちよつと大きな変化があって、約80%の方が町外からの参加者であったという、そういう話のようです。

具体的に、当然近隣も見えます。弥富、海部、愛西、中川区、津島という、そういうところもありますが、木曾岬ですとか一宮、三重県の川越、それから稲沢、員弁、東員、それから三重県は津市、それから大垣だとか、そんな遠いところからも来てみえるということで、結構遠くから皆さん参加してみえるということでございます。ですから、個人的にはやはりどんどんやってみようというのかなと、そんな感じは受けました。

○町長 横江淳一君

議員に振られたわけじゃありませんが、じゃ、私もちよつと参加を、参加というのかご挨拶だけをさせていただきました。冒頭の話にありましたように、婚活ではないということでもありますけれども、出会いを求めての活動であったということは間違いございません。

実際、商業部それから女性部の方の商工会の大変お力添えをいただきまして、9会場にしっかりと張りついていただき、お世話をさせていただいたのが非常に印象的でした。自分の息子、娘がまだ嫁いでいなかったり、結婚していなかったりした方もお見えになったようでありまして、私は一会場にお邪魔をし、ちょうど40人ぐらいの会場でありました。

費用的な問題はよくわかりませんが、ようこそおいでをいただきましたということでご挨拶をさせていただいて、第一印象、雰囲気として、20代から40代というふうに区切ったとい

うことは、今回そういう意味があったんでありましようけど、次からは我々観光協会としても、実は活性化のために地域の特産品を食べていただくという、そういう狙いもありましたし、蟹江町の飲食店それから商業部に入っているところの皆さんの活性化も含めて、商工会の青年部が頑張ってやっていただいたことでありますので、もうちょっと年齢枠を広げていただいて、活性化に寄与していただく中で、ひょっとすると新しい出会いが生まれるのではないのかなという感じはいたしました。

それと、こういうきちっとしたイベントを打つ、これも必要かと思いますが、それぞれの地域で行われているイベント、例えば佐藤議員の地域で行われるイベントという、いつも大変好評であります地区の盆踊り、そこで一つのイベントとして何かゲームをやって若者が集まる機会をつくるだとか。これは町民祭り等も含めて、合コンとかいうきちっとした形ではなくて、何か別のイベントをつくって出会いの場をつくるだとか、そういうことは心がけることができるというふうに思っています。

また、観光協会としても、出会いの場所を求めるとまたイベントにも工夫を入れて補助金を出す際に、こういうお願いをということをお願いすることができるというふうに思いますので、挨拶の中で15分ぐらいでありましたけども、私が率直に感じたことを今述べさせていただきます。

佐藤議員としても、地域で中心的に活躍していただけるような若い皆様方、消防団の皆様たくさんおみえになりますので、今の私の言った意見、全て参考にさせていただくことはないと思いますが、何かありましたら、人の集まるところにそういう工夫をしたほうがいいのかなという感じはいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○5番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

今回も本当を言うと、夏祭りのときに若い人たちを呼ぼうとしたんですわ。ところが金曜日ということもありまして、ちょっと1人も来なかったということで、どなたかにちょっと迷惑かけたんですけど。来る来ると言っておりまして誰も来なかったということで、ちょっといろいろご迷惑かけましたが、どうもいろいろありがとうございました。

最後に、この問題は本当に、私は大変な深刻な状況であると判断するわけでありましてけれども、周りを見渡しますと、本当にたくさんの未婚の方々がおられます。私もこのような立場になり、先ほども言いましたが、大勢の人たち、特にお母さん方から相談されるわけでありまして、私に相談されてもということもあるわけでありまして。

結婚が全てではないと思いますが、結婚は人が生きていくための原点ではなかろうかと思うわけでありまして。子供をつくり、またけんかもして、そして私のように亭主元気で留守がいい。うまいことを言う人がいるなと思います。生活費さえ入れてくれればあんたお

らんでもいいよと。私のようなことを言っているような気がするわけではありますが、ひどい言われ方でありますけども、それでも男と女、これはどんな時代でも変わらないと思います。どうぞこの問題を深刻な問題と捉えて、町のみならず皆で考えていただきたいと思います。

以上、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、佐藤茂君の質問を終わります。

質問5番 黒川勝好君の「学区検討会議 その状況について」を許可いたします。

黒川勝好君、質問席へお着きください。

○9番 黒川勝好君

9番 21フォーラムの黒川でございます。

「学区検討会議の状況について」で質問をさせていただきます。

蟹江町には、現在町立として5つの小学校と2つの中学校がございます。そのうち新蟹江小学校、蟹江小学校、舟入小学校、須西小学校の4校と蟹江中学校は設立当初の、名称こそ違いますが、明治時代より設立された大変歴史と伝統のある学校であります。そして、人口増加によりまして、昭和54年に学戸小学校そして翌年55年には蟹江北中学校が新設をされ、現在の5小学校、2中学校となっていると思います。

昭和54年に学戸小学校が開設されました。そのことによりまして、54年以前までは新蟹江小学校に通っておった児童が、学戸小学校ができたことによりまして、一部学戸小学校に学区が変わっております。また、蟹江小学校の児童も一部学区が変わっております。そういうことで、学戸小学校が昭和54年以降、この学区の矛盾というものができてきておると思います。

私の住んでおります町内会、本町分という町内会でございますが、ここは鹿島、芝切、そして旭が入った町内でございます。そして、一番北側になりますけれども、ちょうど蟹江川にかかっております新記念橋から西へおりていく両サイド、地名で言いますと蟹江新田の小助山、そして蟹江新田才勝、そして源氏前というところでございますが、そこは以前学戸小学校ができる前は、新蟹江小学校に通っておったと思います。

それが、学戸小学校ができたことによりまして学戸学区ということで、学校は学戸学区のほうに変わってっております。それがまだ現在続いております。この問題につきましては、ほかの地域におきましてそういう矛盾があることは、私は聞いておりますけれども、今回その問題につきましては、また後日機会がありましたら質問させていただきたいと思ひまして、今回はこの学区検討会議の状況についての質問でありまして、平成23年1月から開催されております学区検討会議ですね。

これまでの一連の流れを今から説明をしていただきたいと思います。この学区検討委員

会の目的として、蟹江町立小・中学校通学区に関する規則に規定する小学校の児童及び中学校の生徒の入学すべき学校の通学区制度について調査及び研究を行い、教育委員会に意見を具申するため、蟹江町学区検討委員会を置くという目的がございますので、この目的に沿っての会議だと思いますが、一連の流れを説明をお願いいたします。

○教育長 石垣武雄君

学区検討委員会議のこれまでの一連の流れ、経緯というんですか、説明をさせていただきます。

今、議員のほうから平成23年1月から開催されているというようなお話があったんですが、これは多分議会のほうの学区編成会議、これが23年1月だというふうに思っておりますので。実際の学区検討委員会議はその前の平成22年7月27日、第1回の学区検討委員会が行われました。

蟹江町教育委員会は、この会議が持たれるに当たりまして、先ほどお話がありました要綱、22年6月1日蟹江町学区検討委員会要綱を制定をいたしました。この学区検討委員会は、現在の学区制度の問題点並びに学校の規模適正化を図るための学校統廃合に関する事項について調査研究を行い、教育委員会に意見を具申するというものであります。

委員の任期は2年、委員、小・中学校の教職員代表の先生2名、保護者代表としまして各学校のPTA会長さん7名、地域代表ということから町内会長さんの代表ということで2名、そして学識経験者の方2名というようなメンバーで、この学区検討委員会開いております。

23年度は3回持ちまして、7月、10月、2月と持たれました。その間の11月に各小学校の保護者にアンケートが実施され、教育委員会への具申が翌年の24年3月8日に行われました。この具申内容につきましては、蟹江町教育委員会のホームページに掲載をしてあるところであります。

ちょっと中身を言いますと、今回のアンケートから、保護者アンケートですが、保護者の意識や考えはある程度把握できたが、地域住民の意識や考えについては把握できていないので、来年度以降引き続き継続調査研究を行う必要があるという形で、2年間のまとめというんですか、具申をされました。

そこで、蟹江町教育委員会は、その翌年度24年度、25年度の2年間、再度委員の委嘱を行ったところでありまして。それで、平成25年、本年ですが、昨年度になります、24年2月には住民アンケートということで、町内会長さんにお世話をいただいて、蟹江町内の約1,500戸の地域住民の方を対象にアンケートを行ったところでありまして。

実は、このアンケートの結果を今整理されておまして、学区検討委員会では今意見交換がされました。そして、引き続き2月に第3回の検討会議である程度のまとめを出すということ聞いております。そして、3月には町の教育委員会に具申をすると、そのような

流れであります、以上、少し長くなってしまいましたですが、学区検討委員会議の一連の流れについて説明させていただきました。

以上です。

○9番 黒川勝好君

その検討会議の中で、実際学区の変更といえますか、学区を変えるという、そういうお話し合いはされたわけですか。

○教育長 石垣武雄君

その中で学区の変更ということですけども、これもまた結果をちょっとお話をさせていただきますと、24年度に委嘱させていただいた学区検討委員会からの具申は今度であります、検討委員会議の話し合いの内容について、まだ報告を受けておりませんので、3月に受けますので、まだはっきりしたことは言えませんが、ただ、先回の3月8日に具申された内容を少し見ていきます。

これもまた、先ほど言いましたように蟹江町のホームページに載っているものであります、保護者アンケートの項目に、新しい学区編成とする場合の方法としてどんな方法が考えられるか、そのような質問がありました。これは自由記述で書いてくださいというものでした。その中で見ますと、学区の数はそのまま、既存学区の一部見直し、こういうご意見と、それから統廃合を含んだ既存学区の全面見直しというように、2つに大きく分かれたというようなことは聞いております。

分かれたといってもそのほかもありますので、そのような意見で、つまり学区の変更の検討というのは、そのあたりはまだわかりませんが、そういう問題は当然話し合いの中で出てきます。これについても今回の住民アンケートももとにしながら、総合的に各委員が自分の考えを出し合いながら、方向を出してみえるというようなことで思っております。

以上です。

○9番 黒川勝好君

ですから、学区検討会議という名前のおり、学区を検討するためにつくられた委員会だと思えるわけですね。それがこの2年、3年をたっておるのに、まだ方向性も決まっていないというのはちょっとおかしな気がするわけなんです、そのところはどのような考えで進められておるんですか。

○教育長 石垣武雄君

確におっしゃられるように、学区の問題で、これが本当に早急にもう1年で解決しなくてはならないかどうか、このあたりが微妙な問題でありまして、委員の委嘱も2年間、そして学区検討委員会の委員にお願いして方向性をお願いしますとお話ししたんですが、再度住民のアンケートをとりたいたいということでもいただいたわけです。

教育委員会としましては、そのあたりのこともありますが、ご意見をいただきながら、

そのご意見を尊重しながら、教育委員会も考えていきたいと思っておるわけですが、ただ、1つ言えることは、これは前々からあります。100人を割った時点、1学級が10名を割った時点、これはちょっと教育的な配慮が必要だろうと。

そのような状況の流れの中で舟入小学校の児童数を見てみますと、100人を割っております。しかしながら、その推移、つまり児童数の今の動き、そしてこれからのことを考えると、早急にというような、来年出さなもう何ともならんということではないなという判断をしております。

ですので、今舟入小学校が、例えばマイナス面と言われるような集団行動とか体育の運動面、こういうものについてはちょっと保留をしながら、もうちょっと状況を見ながら進めていったらということで、教育委員会はそういうスタンスでおりますので、先ほど言われたように、学区検討委員会で十分に検討をしていただいて調査もしながら、方向具申をされるのを待っているというところであります。

○9番 黒川勝好君

今、舟入小学校という言葉が出ましたけれども、この検討会というのは舟入小学校を検討するという意味での検討会ですか。

○教育長 石垣武雄君

学区の中で、5つの小学校、特に小学校区入っているわけでありましたが、アンケートの中でこれは出ております。というのは、舟入小学校の保護者の方が大分心配をしてみえるということ。それからもう一つは、これは後ほど吉田議員のほうに少し質問があったんですが、行政改革の方向で、これは平成何年でしたかね、大分以前の第4次計画のところで、行革ということで見直し、そういうあたりのところで課題として上がっていた。

そういうようなところの中で、当然問題が100人を割ったらということが1つキーポイント、ですのでもちろんはなから舟入小学校どうのこうのではないんですね。けども、あわせてそういうところの問題、それから先ほど一番最初に議員がおっしゃられた学区の矛盾、これは学戸小学校ができた三十何年前、このときに多分区切りをつけるために、川とか線路とか、一つの方向は出たんじゃないかな。

蟹江小学校と学戸小学校、あるいは新蟹江もそうですが、その時点で考えたときに、須西小学校のJR、この線路も北と南というあたりで、これも一つの、多分黒川議員がおっしゃってみえたほかの地区というのもそうじゃないかなということを思っておりますが。

いずれにしても、先ほどずばりそういう最初からではないんですけども、そういうような子供たちの教育環境を考えたときにどうなんだということで、先ほど私は舟入小学校という話をさせていただきました。

以上です。

○9番 黒川勝好君

そうしますと、後々ほかの地区も町内会はここだけでも、町内会の中でも学区が違っていると、先ほどいった私どもの本町分の町内会でもそうですけども、そういうところもありますから、そういうのも触られるというか、やっていくおつもりの委員会ということによろしいですか。

僕、この検討委員会を見させていただいておると、資料をいただいておりますが、どうしても舟入小学校も僕、わかっておりますよ、舟入小学校をどうも行革の、先ほど言われた平成18年だか9年だったか、僕もそんなように記憶しておりますが、そんなころにしました。人数が少なくなっておるから何とかしなきゃいかんと。

それはよく私もわかっておりますが、そこで、じゃ、児童数が少ないことによって、今何が一番問題になっておると、教育長はお考えなのか。町の財政的なことなのか、それとも学校運営のことなのか、それともPTA保護者のことなのか、何が一番、児童数が少なくなってくることによって問題があるのか、その辺のことをお答えください。

○教育長 石垣武雄君

児童数が少なくなっていくということで、何が問題になってくるのかということですが、教育委員会としましては、児童数の減少に伴って子供たちの教育環境、それが適切であるかどうかということが一番問題であります。

様子を見てみますと、少人数になれば、当然知識面や学力面、これはそれこそマンツーマンではありませんが、十分な指導ができる。子供たちにも時間をかけながら先生が当たることができます。

ただ、先ほども少し私お話をしたんですけども、体育面での、これは前、戸谷議員もちょっとあったかわかりませんが、マット運動とか個人のそういう運動ですね、水泳とか、こういうものはいいんですわ。集団の例えばボール運動、サッカーとか野球は最近ないですかね、そういうような、バスケットもありますね、こういうようなチームを組んでの運動面ができにくいと。何とか工夫しようと思うと、例えば小学校5年生と6年生がコンビを組みます。これである程度メンバーそろそろよ。でも、5年生と6年生、やはり小学校であれば、1年の違いが大きな違いなんですわ。

ですから、やはり同学年でそういうような運動、特にそういうものの補充をちょっとマイナスでないかなというようなこと。それから、生活面でもいろいろな面で人とかかわりというのが出てきます。こういう面で、もちろんお兄さん、お姉さん、下の子供、上のというようなかかわりでコミュニケーションはとれますけれども、同じ学年の仲間たちで一つのかかわりというのは、ちょっと少なくなってくるんじゃないかな。

そのようなところのいわゆる全体図を考えたときに、ある程度それが、1クラス例えば10人を割ってきた状態であると、そういう点がちょっと危惧されるわけです。そういう面について、何とかしなくてはならないなというようなところがあります。

先ほど議員のほうでご質問ありました。もちろん町の財政的な面とかあるいは校長先生の学校運営、PTAの関係等々もかかわりはあるかもしれませんが、先ほども言いましたように、子供たちの成長に伴っての教育環境、このあたりをひとつ問題があるんじゃないかということで、広く委員も含めて皆さんから意見を聞いて方向性を見つけていけたらということで、学区検討委員会を設立したというところであります。

以上です。

○9番 黒川勝好君

教育長今いろいろ言われましたけども、確かに少なきゃ少ないなりのデメリット、メリットも逆にあるわけですよ。今の話を言いかえれば、逆に集団のことができないとかそういうことを言われるんですけど、やはり逆に言えば一人一人の個性というのはしっかりと先生たちも見る事ができるし、細かいところまで目が行き届くという利点もあるわけなんですよね。

ですから、メリットを言えばデメリット必ず、同じような反対のことは必ず起きてきますよ。多けりゃ多いで問題が出てきます。少なきゃ少ないで問題、これは当然のことなんですよね。

ですから、やはり蟹江町の方針として今の舟入小学校を廃校するとか、そういう方向に向かうとか、そういう話じゃなくて、やはり何でもそうですけども、やめようと思えば、潰そうと思えば簡単なんです。またそれを立ち上げようと思ったら、すごくエネルギーが要るわけなんです。これだけの歴史と伝統のある舟入小学校を、人数がただ今少なくなってきただけで、こういう検討会議をやるとか、だから学区をさわって、例えばもうちょっと広げてふやすという、そういう前向きな話ならいいんですが、そんなこと今まで全然やらず、ただ子供が少ないから集団的なスポーツができないとか、そういうことだけでこういう検討会議を開いてもらうというのは、僕はやっぱり不本意だと思いますし。

次に、例えば今僕言いました廃校するということになりますと、今の児童たちはどういうことになるんですか。

○教育長 石垣武雄君

今の廃校にもしなったらという場合のその前に、ちょっとお話をしていきたいと思うんですけども、私、廃校とかそういうようなところを前提でこの学区検討委員会を、私じゃありませんけど、教育委員会ですが、持ってはおりません。そういうような問題で100人を割った時点で何か、この舟入小学校にもそういうようなマイナス面があるので、それを何かいい形ないだろうか。

だから、もちろんそれは1つは、その行革で出てきました統廃合もありますし、学区を広げることもあります。だから、それについて学区検討委員会にお願いして方向性を出していただく。ですから、廃校ありきではありません。それはお話をしていきたいなという

ふうに思っています。

今、閉校した場合ということではありますが、先ほど話をしたように、そういうものではありませんので、この3月に学区検討委員会から具申を受けます。内容はわかりません。もちろんそのあたりについてどんなことが検討会議で具申されるか、それは3月にならなきゃわかりませんが、それはそれで、会議の委員会の委員さんのご意見ということで尊重していきたいというふうに思っておりますが、最終的には教育委員会で決定をしていきます。

それから、その時点で先ほど話がありました存続する場合とか閉校する場合の対応のあり方、それはその後の段階、もしそうなったときに考えることで、現段階では教育委員会として何も考えておりません。

以上です。

○9番 黒川勝好君

私、通告書に1つ出させていただきましたこの小規模特認制度という制度が、インターネットなんかを見ると出てくるんですね。これは通常の学区と異なり、通学区域を広げて、蟹江町で言うならば町内全域を児童の募集対象とできる制度で、教育委員会が就学を認める制度ということで書かれておりますけれども、そういう検討はなされたことがありますか。

○教育長 石垣武雄君

今、学区検討委員会で小規模特認制度検討ということではありますが、何度もお話をするように、これから3月受けるものですから、そこの中に入ってくるかどうかいうことはちょっとわかりませんが、私もちょっと調べてみました。そうすると、千葉県のある教育委員会ですけれども、小規模校の特性を生かした教育活動を推進している小学校にさらに特色を持たせて、そのような小規模校において教育を受けさせたいという保護者の希望に応えるためということで、一定の条件のもとに通学の区域以外から入学を認めると、そのようなことをやってみるところがあります。

愛知県では、特に過疎化の進む山間部、豊田市、一色町などにこの制度が運用されているということは聞いております。先ほどもお話をしたんですけれども、3月に具申されますので、そこに入っていればそれでまたそれも参考にしたいと思えますし、入っていなかったとしても、今黒川議員がおっしゃられたこの小規模特認制度、これも教育委員会のところで意見ということでいただきながら検討していきたいというふうに思っております。

○9番 黒川勝好君

私が鈴木部長からいただいた資料ですけど、これが出とるんじゃないですか。検討会議でこの資料が出ておるんじゃないですか。学区編成会議の。1回から7回までずっと、これが学区検討会議でやられている資料では。

○教育長 石垣武雄君

上のところ手書きのものですね、一番上が。一番最初にお話をしましたように、議員の皆さんが学区編成会議されております。7回ほどされたものじゃないですか、それはひょっとすると。私がお話に出た、第1回は。

（「説明された」の声あり）

そうそう、その資料です。

（「教育委員会を出とる」の声あり）

そうです、はい。その中に先ほど言いましたように、2年前の最初に委嘱した方の報告書は入っていると思います。アンケートというか結果は。でも、今回はまだないものですから、先ほどちょっと言葉を濁したではないんですけども、今後受けるということ。ですから、その結果だと思います。

○9番 黒川勝好君

そういうことになりますと、ここの中では全然学区の編成の話題は出ていないんじゃないですか。そういう討論はいろいろありますよ。やったほうがいいとかやらんほうがいいとか、じゃ、具体的にここからここまで増やせとか減らせとか、そういうような議論は1回もやっていないようだし、今の小規模特認制度ですか、これに対しても全然議題には上がっていないようですよ。

今度、来年の2月ですか3月ですか、それが最終でこの検討委員会がまとめられたものを、教育委員会のほうに今言われた具申をされるという、それがもう最終で、まだこれずっと続くわけですか。もうこれで一旦区切るわけですね。

（「はい」の声あり）

そうですね。ということになりますと、今のお話ですと、このまま現状維持で、結局学区も何も触らない、ただ皆さんの意見を聞いただけの検討委員会だったということよろしいわけですか。

○教育長 石垣武雄君

そのあたりの運営につきましては、学区検討委員会の委員長、副委員長もおりますし、委員さんたちが、私はこの要綱の狙いをお話をし、お願いしますということでもありますので、そのあたりは学区検討委員会にお任せと、簡単に言いますと。

いただいてから、先ほど言われたように、黒川議員が言われた学区の変更の問題あるいは特にそういうものが入っているか入っていないか、このあたりはそれをいただきながら尊重します。そして、最終的にはやはり教育委員会がさらにまた黒川議員や議員の皆さん方のご意見もいただきながら、最終的には蟹江町教育委員会で方向性を見つけていくと。

そんなことでありますので、学区検討委員会の中身が、これが話し合っていないとか話し合っているとかいうようなところではないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○9番 黒川勝好君

私は新蟹江小学校の出身でございます、自分の小学校のときは1クラスしかなかったですね。1年生から6年生までずっと1クラスで、だけど三十七、八人おったと思いますけども、それで1年から6年生までずっとやってきました。その当時、舟入小学校は2クラスあったと思います。うちより大きかって、新蟹江小学校が一番小さかったという記憶をしております。

時代の流れですよ。いろいろ時代は変化しております。そして今、町長が今年度から10年計画でやられる近鉄蟹江駅南、富吉駅南、そしてJR蟹江駅南の市街化の件につきましても、そういう動きをこれからされていくということになれば、当然舟入地区につきましても近鉄蟹江駅南のほうを対象になってくると思いますけども、その辺が市街化になった場合、子供たちの数も当然ふえてくると思います。

今、実際に須西小学校も人数が減っておったけれども、JR北の関係でこれから十分児童数がふえるということで、また変わってくるということです。ですから、今回のこの検討会議がどういう形で具申されて、教育委員会のほうに上がっていくか私もわかりませんが、ただ、この前回のアンケート、そして今回のアンケートまだ集計されとらんということですけども、このアンケートだけを見る限りにおきましても、いろいろな問題点は出てきております。舟入小学校に対しても大きく皆さん心配をされております。

ですけども、教育長が今言われた舟入小学校を廃校にするとか閉校にするとか、そういう話ではないよということと言われたと思う、確かにそうだと思いますけれども、周りの人が心配するわけですね。うわさがいろいろ変なうわさが、変なうわさというと失礼ですけども、よからぬ話が流れていくわけですよ。そうすると、今度舟入地区にこれから住もうかと思う方が、え、ここ学校なくなっちゃうの、学校なくなっちゃったら子供どこへ行けばいいの、そういう心配をされる方も実際におります。

それにまた、1つ学年が男の子ばかりとか女の子ばかり偏っちゃったときに、男の子ばかりのところだったかな、1人だけ女の子だって、何かかわっていかれたとか、そういううわさですよ、うわさか本当か知りませんが、そういうこともあったように聞いております。ですから、やはりこれからも舟入小学校は伝統がある、歴史のある舟入小学校、やっぱり地域の方が、これもインターネットでちょっと見たあれですけども、いいことを書いてありましたよ、舟入小学校。

学校に対する地域住民の協力体制には、ほかに類を見ないほど強力であり、区会、PTA、子供会、婦人会、老人クラブ、消防団等の活動は自主的で活発であり、これら全てが学校の後援会の様相を呈していると。運動会は午前中は学校の運動会で、午後は区民運動会として、各種団体が参加して行われる地域の学校、地域の子供との意識が非常に強いということを書かれております。このとおりだと、これが本当のコミュニティだと思うわけです。

ね。この舟入のコミュニティがなくなるということになりますと、非常に住んでみえる方も心配をされております。

ですから、早くこういう心配を払拭するような検討委員会であって、教育委員会のきちっとした方向性を出していただくことを私お願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、黒川勝好君の質問を終わります。

質問6番 吉田正昭君の「学区の再編について」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へお着きください。

○12番 吉田正昭君

12番 清新 吉田正昭です。

「学区の再編について」を質問させていただきますが、先ほど黒川議員が私の思いを大部分代弁していただいたと。私も舟入小学校の出身ですし、舟入に現在も住んでおりますし、この舟入小学校というものを非常に心配しております、この学区検討委員会が立ち上がったときに、これは舟入がどうなるんだろうなというふうに真っ先に考えまして、いろいろ今まで心配しておりましたが、やはり先ほども出ましたように、コミュニティーが非常にまとまっているところだということを考えまして、簡単で、先ほど重複するようなところはちょっと省きまして、できたら舟入小学校に対する思いといいますか、そのようなことを中心にして質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど言いましたように、私もずっと舟入に住んでおりまして、50年ぐらい前は小学校の児童でした。確かに2クラスありまして、もう80人前後、教室も狭いぐらい、1クラス40人ぐらいで狭いぐらい、そのような時代がありまして、その後、25年ぐらい前ですかね、PTA会長をさせていただいたときは1クラスでした。

ただ、何となく先ほど話も出ましたように、新蟹江も1クラスの時代がありましたし、どうなるのかなというような、余り危機感を持った心配は、実はしておりませんでした。ただ、ここ10年ぐらいになりますと、先ほど教育長が言われましたように100人を切ってくると。1クラス10人を切るようなクラスが出てくるということになりますと、ん、これはひょっとするとというような思いが湧きまして、一般質問でもその都度手を変え品を変え、どうなりますかねというようなことを聞いてきたということはあるんですが。

ただ、やはり先ほど佐藤議員もちょっと質問しましたように、若者の結婚ですね。舟入に住む若者が実は最近少ないんじゃないかなと。大きな住宅に私世代の夫婦と親が住むというような家が最近たくさんありますし、また、もう一つは私たちの時代のときには子供が3人、4人、5人という時代でしたが、最近やはり1人、2人、これも全国的な風潮かと思いますが、結婚して住宅に住めば賃料も発生しますし、これは所帯を分ければですが、

住宅ローンもできることもあると思います。

お金の問題、そして最近見ていると、子供を育てる、子供にもお金がかかると。特に教育費の問題が非常に大きいんじゃないかなというふうに考えております。大学まで行かせると幾ら幾らだという試算が出る。公立高校、公立大学であれば幾ら、私立であれば幾らというようなお金の問題等々もありますし、いじめの問題もやはり心配だというようなことを聞いたことがあります。

新聞紙上で大きく取り上げられますと、いつ自分の子供にそのようなことが起きるかわからないと。だから、子供をどうやって育てようという子育ての心配ですね。そのような心配も多々あるんじゃないかなということで、児童が少なくなってくる。これは全国的な現象だと思いますが、その中でも特に舟入というところは若い世代が少ないんじゃないかなということを非常に心配しておりますが。

先ほどから出ました学校の統廃合も、これも町村の合併、この辺では合併した市町村3市弥富、愛西、あま市とあると思うんですが、まだ廃校とか云々という話は聞いたことありませんが、全国的に言えば結構話があるんじゃないか、聞いたこともありますし、いろいろな問題が出てくるかなと思います。

特に、この間鳥取県の湯梨浜町から蟹江町に視察に見えまして、教育的な関係で学戸小学校へ学力向上の取り組みと、また蟹江町議会で総務民生常任委員が出席して意見交換会したんですが、合併したら中学校2校あるんだけど一つになるんだよというような、いろいろな問題等々が今起きながら、行革の視点、また先ほど言いました児童の減少、そのような社会的に行政の中から、この学区検討委員会の設置が始まったんじゃないかなということを私は思っておりますが、先ほど教育長さんがその点は答えられましたので、次の項目に入りたいと思います。

先ほど、学区検討委員会から出された資料が手元にありますが、このアンケートの結果を見てみますと、各小学校の児童数、先ほどから出ております舟入小学校、これが一番の問題点になっていると私も実は思っております。行政改革の問題、それから子供たちの教育的な問題から考えると、この舟入小学校が一番問題になるということではありますが、この学区の再編イコール舟入小学校の存続等々ということを考えるのは、やはり先ほど教育長言われましたが、短急的な考えなのか、もう一度お聞きしてみたいと思います。

学区の再編イコール舟入小学校の存続ですね、これは短急的な意見なのかちょっとお聞きして、学区検討委員会、出ていないんですね。

○教育長 石垣武雄君

すみません、質問の意図がなかなかつかめなかったので申しわけありませんでした。

もちろん私も実は学区検討委員会に出ていないんです。前段で挨拶をするぐらいで、あとお願いしますということで、あとは委員長、委員さんたちが。いずれにしましても、中身

は後で終わってから聞いているというところで、その資料を後で皆さん方に了解を得て出しているというところでもあります。

学区の再編、こういうような、先ほども黒川議員のときもお話をしましたように、100人を割った状態、10人を学級どうなんだ、これはずっと以前も議会とか協議会でご質問がありました。これは費用対効果のこともあったんだろうということを思いますし、行革の問題。そのときにも私はお話をしたんですけども、子供たちの教育環境をまず一番教育委員会はポイントに考えていると。それが、お話をしていたときに、後に10人を割る状況になってきたということで、学区検討委員会でまずは広く聞いてみようということで、始めたものがあります。

ですので、そういうような今、何か手を打たないかんだらうと。それを、じゃ、どうしたらいいかと。教育委員会の委員たちの話し合いも行いました。けども、もう少しいろんな方々の意見を聞いて、最終的にもう一度教育委員会としての方向を出さないかんだらう。そうしたときに、学区検討委員会というようなところを委員を委嘱して、そして実際にいろんなことを相談をし、アンケートも調査も含めてやっていただいて、その報告をいただきながら考えましょうということでもありますので、再編というよりも、そういうような実際の行革と児童数の減少で教育的環境、このあたりのところでひとつ広くまずは蟹江町全体の学区の問題というようなところの視点から、まずお願いしようということで始めたものでありまして、最初からどうのこうのということではありません。そのあたりをちょっとご理解をいただけたらと思います。

以上です。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

答えがすみません、重複するようなことになってくるかと思いますが、先ほども出ていましたように、私も舟入小学校の運動会へ出させていただいたんですが、やはり運動能力の問題が危惧されておられると思いますが、団体競技ですと1年から3年まで低学年と、4年から6年生まで高学年というふうに、分けて競技をしていると。これが、見られる方によって違うかもしれないんですが、これなら何とか一生懸命子供たちも運動しているし、体力的にもいいんじゃないかなというようなことも私は感じておりますし、この間、先ほど言いましたように、湯梨浜町の議員さんと一緒に学戸小学校へ行きまして、授業を見学させていただきました。

非常にわかりやすい授業をしてみえるなということを感じたんですが、舟入小学校であれば、もっと児童少ないですから、もっと先生の熱意で教育に関するいろいろなことができるんじゃないかなということで、非常に、あ、これなら大丈夫じゃないかなという思いをしたんですが、ただ、いろんな意味で各学校、小学校でいけば5校ありますが、教室の数

の問題、児童数の問題になってくると思うんですが、児童数における教室の数の問題、そしてグラウンドの適正な面積等々のようなことが、いろんな学校教育で必要ないろんな施設、そして先生方の人数の問題もあると思うんですが、人数が多くなればそれなりに、小さくなればそれなりということがありますが、その点、今蟹江における各小学校はどうなっているでしょうかね、お聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

児童数と教室の関係というふうに捉えさせていただくといいのかなと思わなくてもありませんが、一番変化の大きいところをいうと、蟹江小学校ということで捉えておりますが、実は須西も若干減ってきて、ちょっと増えつつあります。学戸は増えつつありますね。あと新蟹江がちょっと減少ぎみ。そして、蟹小が増えている。その中で一番顕著なのが蟹江小学校でありますので、ちょっと調べてみましたので話したいと思いますが、蟹江小学校の児童数ですけれども、平成25年度現在649人です。5年間ちょっと調べてみました。26年度が669、27年度が692、28年度が703人、29年度が714人、30年度が720人と。一番の、蟹江町において増加傾向にあります。

一番は、35人学級、40人学級の関係がありますが、1年生は35人学級で計算なんですけれども、学級数で言いますと、普通学級ですが25年度現在です、19学級ございます。26年度も19学級、27年度が20学級、28年度が21学級、29年度が22学級、30年度が22学級ということで、今後5年間、3学級の増、要するに3クラスふえるということです。

人数の割にということがありますが、例えば40人学級で30人のお子さんがおるところだと、5人ずつふえても35人ですと1クラスなんです。そういう計算になりますが、実際に蟹江小学校の部屋の数を数えてみたら、今現在児童会室とか集会室とかいろいろな教材室とか活用しております。その教室の数、それを普通教室に変えればいいんですが、その変えられる数が4つありました。5年後3学級ふえたとしても、何とか当面は蟹江小学校はもつのではないかなということを思いますけども。

確かにそういう面で今度は逆に、運動場の1人当たりの、これはよく言われますけれども、それについてはなかなか難しいなど。そのあたりについてはこれから、これは学校の特色ということで考えるかわかりませんが、この放課は例えば1、3、5とか、わかりませんが、そういうような規制がかかるかもしれません。

そういう点では、舟入さんについては2時間目の放課には長い放課ということで運動場で縦割りでやっている。そういう点は、ほかの学校がどうかということもちょっとありますけども、そのようなところで、何とかよその学校につきましてもぎりぎり今のところはいいのかなということは思っております。

以上です。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

各学校にはそれなりの特徴というか、工夫して維持するというか、学校を存続させるというような、いろいろな考え等があると思いますので、ひとつそれなりに考えながら、またその中でこの学区の編成というんですか、どのような区割りをするか、この学校は教室が幾つだからとか、児童がどうだとかということで、その辺のことを考えながら、学区の編成も考えていただきたいというふうに思いますが。

もう一つは、各小学校の場所によって、先ほど言いました小学校の特色、例えば蟹小、特に学戸で言えば蟹小、学戸は市街化が多いとか。須西、新蟹江、新蟹江は今、市街化の動きがあるというような話ですが、舟入はずっと調整区域だというようなことで、学校の場所によって、地域によって小学校の特色というか児童数の推移とか、いろんなことが変わってくるわけなんですよ。

それで、舟入小学校ですね、先ほどから私が問題にしている舟入小学校は、これは調整区域のままですし、先ほども言いましたように、少子化で結婚する子供たちも少なくなってきたということになれば、もう必然的に児童が少なくなる、舟入に住む人の問題で、児童が少なくなるというのは、必然的な問題だと考えているんですよ。

それに対してどうのこうのということのアプローチが町側から余りなかったような気がしますし、マスタープランを見ますと、国道1号線から近鉄まで市街化、そして国道1号線から近鉄駅へ行く東側が市街化になるよというマスタープラン等が出ておりますが、小学校を中心にして考えるのであれば、もう少し都市計画というか、町並みのつくる配慮があってもいいんじゃないかと。

例えば、今回言えばほんのちょこっとの、面積から言えば舟入小学校から言えば、ほとんど舟入小学校区が入らないような都市計画。これはみんな蟹小へ行ってしまう。じゃなくて、もう学校のことを考えながらということであれば、国道1号線、もっと舟入側の都市計画市街化等を推進すれば、先の話ですけど、これは5年、10年ぐらいかかる話ですが、人口も増えて児童も増えて小学校も存続もできるんじゃないかなというふうに考えていますが、そのようなことはどうでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

都市計画についてご質問でございますので、私のほうからちょっと答えさせていただきたいと思うんですけども、まず、基本的な都市計画の考え方をちょっとご説明させていただきます。

ご存じのように、蟹江町では昭和45年11月24日に、俗に言う線引きがなされました。指定用途に応じまして建築を促進することができる市街化区域と、建築についての抑制を図るべき市街化調整区域とに大別する都市計画決定がされました。

将来的に見れば、確かに市街化区域は人口増が見込まれます要素がありますので、都市計

画の決定が人口の増減に影響を及ぼしている要因の一つであることは否めないとは思いますが。しかしながら、都市計画の決定そのものは、やはり小学校区、中学校区の学区の編成に伴う判断とは、全く別なものであるとまず理解をしております。

そんな中で、今回都市計画マスタープランの中の見直しをしました。都市計画マスタープランの中で位置づけております近鉄蟹江駅南地区、富吉駅南地区、JR蟹江駅南地区、これは現在市街化調整区域であるけれども、将来的には市街化拡大を検討する地域というふうに位置づけておりますが、これもこの学区編成についてとのかかわりというのは、私は別なものであるというふうに判断をしております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

非常によくわかるんですが、その地域の学校の存続とか地域を維持するということになれば、ただ単にこちらからこちらだよと都市計画上の問題だけでなく、その辺の配慮を今後ちょっとしていただけたらどうかなと思っております。

最後になりますけど、先ほど黒川議員も言われましたように、舟入小学校というのは舟入の地域コミュニティの中心であります。盆踊りしたり区民体育祭があり、いろんな行事がそこでなされ、一つの団結をしがてら、舟入というところを今までも守ってきたというところでもありますので、ぜひともその辺を配慮していただきたいんですが、舟入小学校、教室に余裕があるかどうか、ちょっと私もあんまり自信がないんですが、グラウンドはまあまあ児童が少なくなった分だけちょっと余裕があるかなというふうに、今考えております。

そこで、地域づくりコミュニティということで、舟入地区はやはり高齢者が多くなりました。独居老人もありますし、いろいろな意味で高齢化が蟹江町の中では一番進んでいる地域ではないかというふうに考えております。

そこで、高齢者が集う場所というか、学校に地域の人、高齢者いうと3世代ふれあいプラザで長寿会の方も集まってみえますが、せっかくですから、児童と高齢者が交流する場とか、いろんな舟入小学校を活用する、存続の一つの手段というふうに言ってしまうまでもありますが、せっかくある施設でしたら、ここを維持管理しがてら地域に役立てて、子供たちを地域の人、大人が見守りながら成長させるというように、今学校の開放というのはなかなかいろんな事件があつてから、門をぴしゃっと閉めたりとか、そのようなことが中心になるのかなというふうには考えておりますが、舟入というところは犯罪等々も非常に少ないところですから、よその人が見えるとよくわかる、ほかの人が見えたなということがよくわかる地域ですから、ぜひとも地域の人が使え学校と。地域の人のための学校ということですね。

ある意味、本来は児童をそこで育てる、教育して運動させて育てるという、それが学校の

趣旨かもしれませんが、これからは先ほどから言っていますように、地域に合わせた学校のあり方があってもいいんじゃないかなというふうに考えているわけなんですよね。

ですから、例えば松本議員の質問のところにもありましたように、民間の協力業者等々を高齢者の社会的孤立というような問題もありますので、民間の協力業者を頼みながら、そこでデイサービスではないんですが、何か地域の人を集めて子供たちと一緒に生活をさせるというか、一日を過ごさせるというような、ちょっと視点を考えて何か、要は時代とともに変わっていくわけなんですよね。

私のときは2クラス、それから25年前は1クラス、もう今は廃校にするかどうかという瀬戸際というか、そういう心配のある学校になってしまっている。じゃ、その学校をどうするんだと。せつかくあるものを、これは防災施設の大事な舟入地区にとっては小学校でもありますし、その学校をどうするんだと、この施設をどうするんだという視点から、ひとつ考えられないかなということ先ほどちょっと思ったんですが、その辺のことはどうでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

これからのことを考えて、特に地域の高齢者の方との触れ合いとか、多分運動会などもそういうようなところがあつたろうと思いますし、それから授業参観でもおじいさんおばあさんが見えているんじゃないかな。これは、舟入ばかりでないということを思います。

実は、蟹江町の中で中学校も含めてそうですけれども、特色ある学校づくりを校長先生にお願いをしています。そういうことで、例えば中学校でも、話をしてはいけませんけども、蟹江中学校は3学期制です。北中は2期制です。でも、実は3年生の保護者から進路の問題がありました。

ちょっと詳しく言いますと、蟹江中学校は3学期制で3回評価を出しますが、音楽とか美術とか時間数の少ないのは年2回。国語とか英語とか何かは学期だから3回出します。北中がいつとき2期制という、2回にして、もう2期制なんですけども、2学期制ではありません。津島は2学期制をやっていますけれども。2期制というのは、前半と後半に分かれています。そうすると、試験は2回なんです。でも、このところで国語と英語とか何かそういう主要教科は、3回やるんです。

ですから、見た感じは蟹中と北中は、3学期制と2期制で違うなと言っているんですけども、そういうような、行事も今は大体あれですけども、特に進路とかいろいろなことは共通なんです。ですから、そういうようなところで、ちょっと特色をつけている。小学校においてもそういうようなところでそれぞれお願いをしている。

ですから、舟入さんにおいても例えばキャンプを出しますと、キャンプがほかのところですと5年生です。でも、舟入小学校だとこれが5、6とやっているんじゃないかな。2学年一緒に。修学旅行は1回ですけども。そうすると、何が言えるかということ、去年1回経

験すると、先輩になれるわけですね。要領を、こうやってやるんだよとやれるもんですから、そういうようなことで育んでいると。

掃除にしても縦割りとか、そんなことで人数が少なかったら少ないなりに、学校はそうやってやっているし、多いところは多いところでまた別の形を考えていると。

それから、先ほどの高齢者のあれでも、多分PTAのOBの方も時々使っているんじゃないかな。違いますか。体育館。そういうように、地域の方が校庭開放ということもありますし、それは夜ですけれども、いろんな形で特色ある学校をお願いしるところでありますので、そういうこともまた含めて地域で考えていけたらということで、ただ、今ぱっと、じゃ、こんな方向ということは言えませんが、そんなことでさらにプラスアルファをしながら、知恵を出し合って学校運営をお願いしていきたいなとは思っています。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

なかなか児童が少なくなっていくというのは、非常に難しい問題かなというふうに、私もその地域に住んで切に感じる事なんですが、先ほども話が出ましたように、伝統もありますし、地域の中心でもある舟入小学校であります。ぜひとも、学区検討委員会で何も結論は出ていないんですが、まだ出ていないそうですが、やはり教育委員会として舟入小学校を残すように、そしてここを活用して地域の活性化に使えるような、教育とはちょっと違う視点かもしれませんが、先ほども言いましたようにせっかくある施設ですから、今後大いに活用しがてら、その地域の発展そして学校の存続をお願いして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、吉田正昭君の質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後 3時15分)